

Disclosure 2024

川口信用金庫の現況

令和5年4月1日～令和6年3月31日



大正13年(1924年)創立時の本店



川口信用金庫



目次

■ ごあいさつ	1
■ 金庫概要	2
■ 役員・業務組織図	3
■ 川口信用金庫と地域社会	4、5
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	6～9
■ 創立 100 周年記念企画特集	10、11
■ 文化的・社会的貢献活動への取組み	12
■ トピックス	13
■ 環境保全活動への取組み	14、15
■ お客様保護等への取組み	16～19
■ お客さま本位の業務運営への取組み	20
■ コンプライアンス体制	21
■ 多様な人材が活躍できる職場へ	22
■ 総代会制度について	23～25
■ 業績ハイライト	26、27
■ 令和 5 年度事業の概況	28
■ 自己資本の充実の状況	29
■ 不良債権の状況	30
■ 統合的リスク管理体制	31～33
■ 業務のご案内	34～37
■ 主な手数料一覧	37、38
■ 経営資料編	39～58
貸借対照表	40、41
損益計算書	42、43
■ 開示項目一覧	59
■ 店舗のご案内	60、61
■ 沿革	62

本誌は、信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

基本方針

堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する

シンボルマークの心



すべての和を基調とし、地域にしっかり根をおろした川口信用金庫を全体の手で表し（台地の赤は地域・外の手はお客様・中の手は金庫・小の手は職員）、川口の「川」をモチーフに表現しております。

表紙の写真

大正 13 年（1924 年）に創立された当金庫の前身、有限責任川口鋳物信用販売購買利用組合の事務所。川口鋳物同業組合の旧館を賃借し、業務を開始しました。

ごあいさつ



会長 木村幹雄

理事長 飯田雅弘

平素より川口信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまで当金庫は令和6年3月1日に創立100周年を迎えることができました。これも永年に亘る皆さま方の温かいご支援・ご愛顧の賜物と厚く御礼申し上げます。

当金庫の経営に対するご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「川口信用金庫の現況2024」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和5年度の日本経済は、5月にコロナの感染症法上の分類が5類感染症に移行したことを受け行動制限が撤廃されたことから、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな景気回復が続いてきました。その一方で、世界的な原材料や資源価格の高騰、円安や慢性的な人手不足、食料品やエネルギー価格等の値上げの影響が、お取引先の皆さま方の本格的な業況回復の足かせとなりました。

当金庫はこうした状況に適切に対応し、法人・事業者のお客さまには、資金繰り支援や本業支援、事業再生といった支援力の強化に努め、個人のお客さまには、ライフステージに応じたサービス・商品をご提供し、お客さまからのご相談や課題に親切・丁寧・迅速に取り組んでまいりました。

今年度からスタートした新中期経営計画(3ヵ年)『かわしん ネクストステージ～未来へ向けて変化と成長(充実)～』は、100周年を機に役職員が初心にかえり地域やお客さまへの感謝の気持ちを常に忘れず、金庫が歩んできた歴史と伝統を再認識することをコンセプトとしております。具体的には、金融仲介機能やコンサルティング機能の発揮を通じて、事業者の皆さまへの本業支援の取組みを強化するとともに、地域経済の活性化とお客さまの成長・発展に貢献する施策としております。

尚、6月24日に開催された第101期通常総代会ならびに理事会において、木村幹雄が会長に、飯田雅弘が理事長に選任され、同日就任いたしました。

今後も役職員一同、常に挑戦し、誠実・真摯な対応で地域の皆さまと共に歩み、お客さまの笑顔につながる金融サービスのご提供に尽力してまいりますので、皆さま方の一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

会長 木村幹雄
理事長 飯田雅弘

金庫概要 (令和6年3月31日現在)

金庫概要

創 業	大正 13 年 3 月 1 日
出 資 金	21 億 24 百万円
会 員 数	67,018 人
預 金 量	1 兆 223 億円
貸 出 金 量	5,561 億円
常勤役職員数	639 人
本店所在地	埼玉県川口市栄町 3 丁目 9 番 3 号
店 舗 数	埼玉県内 45 店舗



営業地区

埼玉県

川口市 さいたま市 春日部市 越谷市 草加市 蕨市 戸田市 朝霞市 志木市 新座市 和光市
八潮市 富士見市 ふじみ野市 三郷市 所沢市 川越市 上尾市 桶川市 蓮田市 久喜市
狭山市 幸手市 北本市 鴻巣市 鶴ヶ島市 加須市 吉川市 羽生市 白岡市 熊谷市 行田市
(入間郡) 三芳町 (北葛飾郡) 松伏町 杉戸町 (北足立郡) 伊奈町 (南埼玉郡) 宮代町
(比企郡) 川島町 吉見町

東京都

北区 板橋区 練馬区 荒川区 足立区 豊島区 西東京市 (旧保谷市に限る) 清瀬市 東久留米市

主な事業の内容

預 金 業 務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金 納税準備預金、譲渡性預金、外貨預金等の受入れ
貸 出 業 務	①貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越 ②手形 の 割 引 銀行引受手形、商業手形等の割引
為 替 業 務	①内国為替業務 送金為替、当座振込及び代金取立等 ②外国為替業務 輸出及び外国送金その他外国為替に関する各種業務 (信金中央金庫への取次)
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式等への投資業務
附 帯 業 務	①債務の保証又は手形の引受け ②有価証券の貸付、売買等 ③公共債の引受け等 ④金銭債権の取得又は譲渡等 ⑤短期社債等の取得又は譲渡 ⑥株式会社日本政策金融公庫等の代理業務 ⑦国、地方公共団体等の金銭の収納等 ⑧有価証券、貴金属等の保護預り ⑨振替業 ⑩両替 ⑪取引所金融先物取引等 ⑫国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 ⑬保険商品の窓口販売 (保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集) ⑭当せん金付き証票に係る事務 ⑮信託契約代理店業務 (信託会社：信金中央金庫)

役員・業務組織図

役員一覧

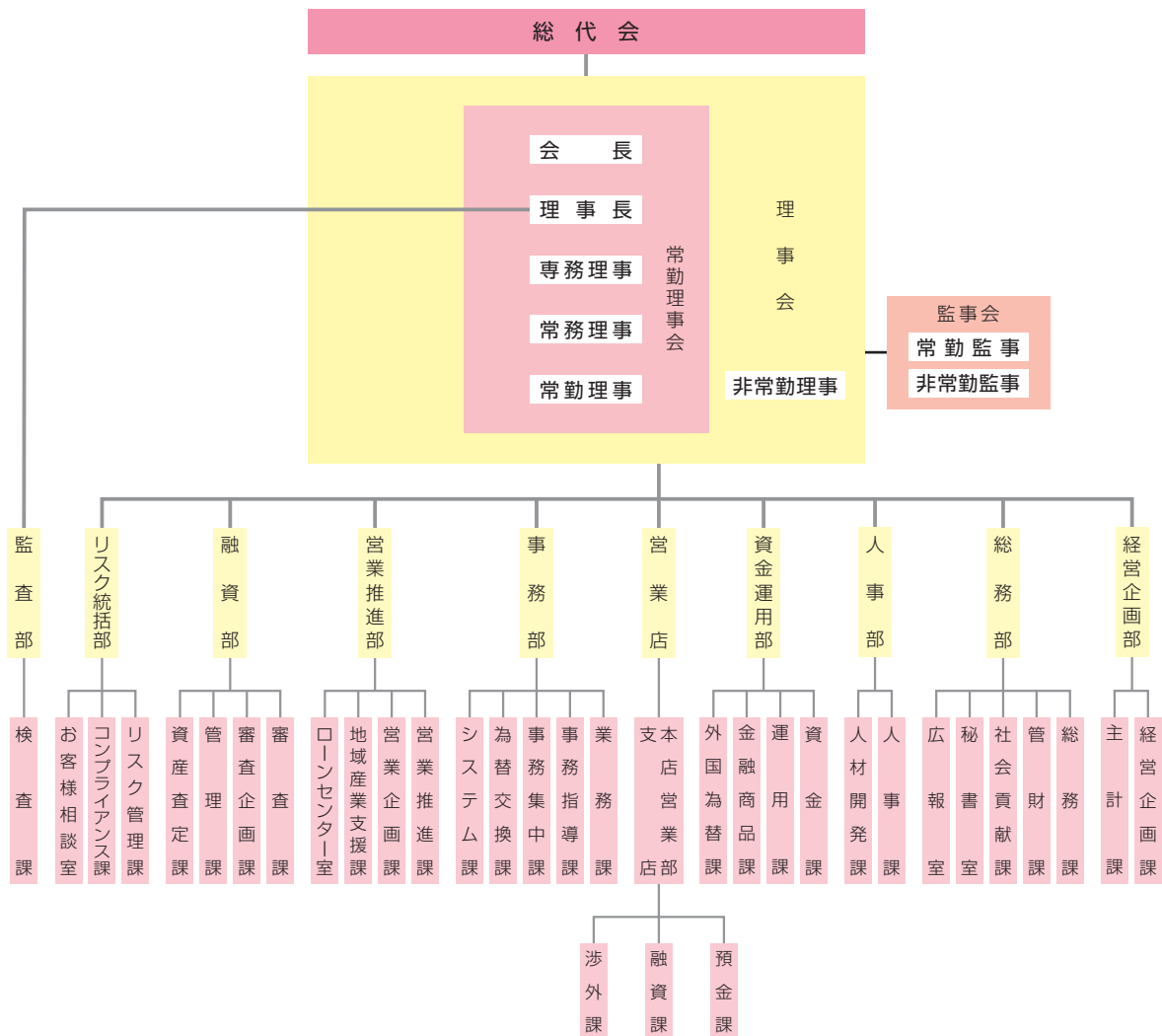
会 長 (代表理事)	木村 幹 雄
理 事 長 (代表理事)	飯 田 雅 弘
専務理事 (代表理事)	秋 葉 峰 雲
常務理事 (代表理事)	朝 日 基 夫
常務理事 (代表理事)	榎 本 英 昭
常勤理事	石 井 晃
常勤理事	赤 星 拓 夫
常勤理事	長 島 豊
理 事	大 木 武 司
理 事	遠 山 秀 一 (*1)
理 事	石 川 義 明 (*1)
常勤監事	小 澤 勇 二
監 事	駒 英 明
員外監事	中 島 由 雅 (*2)



令和6年6月末現在 常勤役員

(*1) 理事遠山秀一、理事石川義明は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (*2) 監事中島由雅は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



(令和6年4月1日現在)

川口信用金庫と地域社会

川口信用金庫は、埼玉県南部を主要な営業地域として、「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」を基本方針とする相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地域のお客さまにご利用いただき、“地元の繁栄、豊かな暮らしづくりのお手伝い”をモットーに、地域の皆さまとともに歩んでまいりました。「かわしん」と地域の皆さまとの絆、「つなぐ力」をより深いものにし、地元になくてはならない信用金庫として、持続可能な地域社会づくりに貢献してまいります。

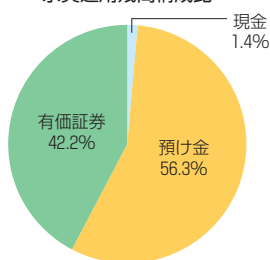
地域のお客さま 会員の皆さま

預金口数 670,006 口
会員数 67,018 会員
出資金 21 億 24 百万円

貸出金以外の運用 に関する事項

お客さまからお預かりした預金積金のうち、貸出金以外の資金（余資）につきましては、安全性と収益性に十分に配慮して、預け金や国債・地方債を中心とした有価証券等による運用を行っております。詳細については P52 をご覧ください。

余資運用残高構成比



地域のお客さま
会員の皆さま

出資金
21 億 24 百万円

貸出金以外の運用
4,918 億円

社会貢献活動

社会貢献活動

職員一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会・地域貢献活動や環境保全活動に積極的に取り組んでおります。
詳しくは P12 ~ P15 をご覧ください。

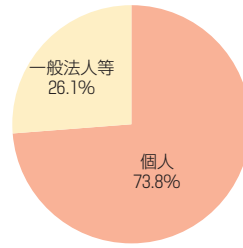


預金積金に関する事項

(地域からの資金調達状況)

お客様の生活設計や着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発や各種サービスの一層の充実に向けて努めてまいります。またお客様の多様化する運用ニーズにお応えするため、各種投資信託、個人向け国債、生保・損保商品の販売等も行っております。預金の内訳についてはP49、取扱商品についてはP34をご覧ください。

預金人格別残高構成比



預金積金
1兆223億円

川口信用金庫



貸出金
5,561億円

かわしん
川口信用金庫

常勤役員数 639名
店舗数 45店舗
総資産 1兆699億円

(計数は、令和6年3月末現在)

お取引先への
支援

お取引先への支援等

(地域との繋がり)

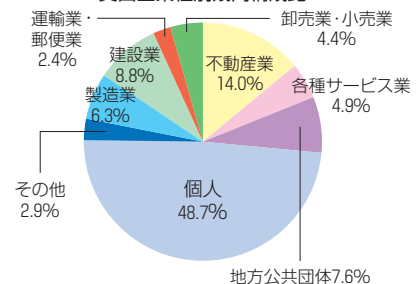
当金庫では、地域産業支援課を設置して、お取引先企業の経営改善や財務改善のサポートを行い、地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。また、経営塾や後援会等の活動を通じて会員相互の親睦を図っております。経営支援の取組み状況についてはP6～P9をご覧ください。

貸出金に関する事項

(地域への資金供給状況)

地域社会の繁栄に貢献するという基本方針に基づき、信用金庫業務の公共的使命を踏まえながら、お客様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めております。取扱商品についてはP35、貸出金の内訳についてはP50をご覧ください。

貸出金業種別残高構成比



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

○ 地域密着型金融に関する取組み方針

地域密着型金融の推進については、当金庫の基本方針である「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」、そして経営姿勢においても、「地域に貢献し、地域から信頼される信用金庫を目指す」としており、当金庫の根幹的な方針として取組んでおります。

令和6年4月からスタートした中期経営計画(3か年)『かわしん ネクストステージ～未来へ向けて変化と成長(充実)～』においても、重要な施策として推進してまいります。

取組み計画(令和3年4月～令和6年3月)

(1) お客様に対するコンサルティング機能の発揮

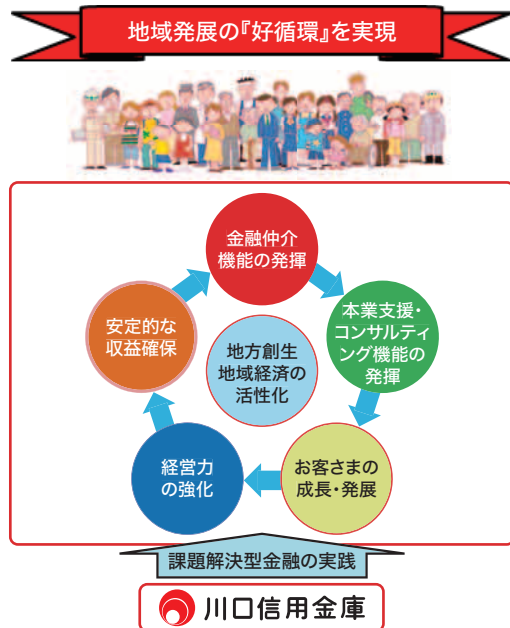
お客様へのご支援にあたって、現状の課題を適切に認識するとともに、様々なライフステージにあるお客様の事業内容や成長可能性・ライフプランなどを適切に把握し、解決策を検討・提案してまいります。

(2) 地域社会貢献の充実

当金庫は、令和2年4月にSDGs(国連が定めた持続可能な開発目標)宣言を公表しました。地域の皆さまが幸せと未来への希望を感じられる社会の実現を目指すとともに、地域・社会貢献に向けた取組みを充実させてまいります。

(3) 地域やお客様における情報発信

地域の皆さまに当金庫の各種取組みをディスクロージャー誌、ホームページ等において情報発信を行ないます。



地域密着型金融の推進計画(令和5年度)

計画期間

令和5年4月から令和6年3月まで

計画期間における重点的な取組み

お客様に対するコンサルティング機能の発揮

新型コロナウイルス感染症等対応支援、創業・新規事業支援、事業承継・M&A支援、販促・販路拡大支援、人材確保・育成支援、技術相談・産学連携、外部支援機関との連携強化、非対面チャネルの活用、信託業務等の相談支援、資産運用の相談支援

地域・社会貢献への取組み

SDGsの推進強化、環境配慮型の機器・設備等の導入、金融商品を通じた環境等への支援、地域・社会貢献への取組み、職員によるボランティア活動、高齢者・障がい者に配慮した施策、取引の安全性への取組み、金融教育活動の実施

地域やお客様に対する情報発信

ディスクロージャー誌・ホームページ・スマートフォン等による情報発信、かわしん景況レポート等の発行、マスメディアの活用

当金庫の金融仲介の取組みについて

当金庫は、地域の中小企業や個人の皆さまが抱えている様々な課題を共に解決していく中心的な役割を担い、お客様から揺るぎない信頼を得て地域に不可欠な金融機関となることを目指しております。

その活動の成果を自ら評価・検証するための指標として、金融庁から、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、金融機関はベンチマークへの積極的な取組みを行うことにより、金融仲介機能の質を高め、企業価値や生産性の向上等に資することが求められております。

当金庫はベンチマークを活用し、金融仲介機能の強化を図り、お取引先のニーズや課題に応じた融資及びソリューション(解決策)の提供等に取組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。



1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討する等、適切な対応に努めております。

○ 経営者保証に関する取組方針

- ◆ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性についてお客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。
また、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまにご提案できるよう充実を図ります。
- ◆ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◆ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	1,711件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.40%
保証契約を解除した件数	155件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

2. 中小企業の経営支援への取組み

○ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地元のお客さまに対して必要とする資金の供給や条件変更等、柔軟な支援に取組んでおります。これからも地域経済の発展に向け、金融の円滑な供給、新たな企業の育成、経営改善、事業再生、コンサルティング機能の発揮に努め、業務の健全かつ適切な運営の確保にも配慮しながら全力で取組んでまいります。お客さまからの経営改善に向けた取組みに対しましては、経営改善計画書の策定を支援し、現状をモニタリングすることによる進捗状況の確認、助言等、本部・営業店が一体となって経営改善が図れるようにきめ細かな対応を行ってまいります。

○ 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、次のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ◆ お客さまにきめ細かな経営改善支援を行うため、定期的な企業訪問及び職員への研修、指導に取組んでおります。中小企業診断士の資格者による支援内容の充実を図り、お客さまの経営力強化に資する取組みを強化しております。
- ◆ 職員に対して、お客さまの事業内容の理解を深める能力（事業性評価）を向上させるため、各種講座への派遣、通信講座の受講、庫内研修を実施しております。
- ◆ 関東経済産業局、公益財団法人埼玉県産業振興公社、地元商工団体等の外部関係機関と情報交換を継続的に行い、地元中小企業の経営支援に取組んでおります。
- ◆ 各営業店に「ビジネスサポートデスク」を設置し、創業・新事業相談、販路拡大や人材確保、経営改善、事業再生、事業承継等といった企業のライフステージに応じた支援強化に取組んでおります。



3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

創業・新事業開拓支援

- ◆ **日本工業大学寄附講座「創業の基礎」を開講**
 - ・ 起業を目指す学生への基礎教育の一環として、毎年寄附講座を提供しています。令和5年9月26日から全14回にわたり当金庫職員のほか、日本政策金融公庫や起業家、ビジコン入賞者など多彩なキャリアを持つ講師陣が登壇し講義を行いました。



- ◆ **日本工業大学「学生起業家支援プログラム」第18回ビジネスプランコンテストを共催**
 - ・ 令和5年10月30日、日本工業大学主催、NITEC 埼玉産学交流会、宮代町、杉戸町、当金庫の協賛により日本工業大学学生会館において開催されました。



- ◆ **創業・新事業支援融資の取扱い**
 - ・ 創業に関するご相談をお受けし、創業者・起業家のニーズにお応えしております。

◎起業家育成資金の実績

実行 (令和5年4月～令和6年3月)		残高 (令和6年3月31日)	
240件	1,281百万円	845件	2,624百万円

成長段階における支援

- ◆ **「彩の国ビジネスアリーナ 2024」を共催**
 - ・ 令和6年1月24日、25日、さいたまスーパーアリーナにて開催された受注拡大・販路開拓のためのビジネスマッチングイベント「彩の国ビジネスアリーナ 2024」を公益財団法人埼玉県産業振興公社と県内6金融機関で共催し、販路拡大・取引拡大のビジネスマッチング機会を創出しました。



- ◆ **経営課題支援 WEB ベースの構築**
 - ・ 経営課題支援業務の取組み内容や進捗状況を把握できる WEB ベースを金庫 LAN 内に構築し、経営課題支援への対応力を強化しました。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ◆ **事業承継支援への取組み強化**
 - ・ 後継者不足により社会問題化している事業承継への支援力強化のため、本部職員に対して埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターによる月一回の案件検討会を実施しています。
 - ・ M&A 案件の進捗を把握できる専用の WEB データベースを構築しました。
 - ・ 連携支援機関と協力し、13件の事業承継課題に取組みました。
- ◆ **事業再生が必要な先への融資や本業支援**
 - ・ 経営改善支援先 45 先に対し、経営改善計画策定実行支援及び補助金の申請支援等を実施しました。
 - ・ 資金繰りの安定・円滑化のニーズにお応えしております。



- ◆ **伴走支援型（ゼロゼロ借換保証）融資に関する支援**
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢等による影響を受けている事業者を対象とした事業再構築補助金について、経営革新等認定支援機関として事業計画策定に関与し、合計で 31 先の採択を支援しました。

商品名	実行 (令和5年4月～令和6年3月)		残高 (令和6年3月31日)	
	伴走支援型特別保証	510件	9,183百万円	694件

4. 経営改善支援の取組み実績【令和5年4月～令和6年3月】

(単位：先数、%)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末 に債務者区分が ランクアップし た先数 β	α のうち期末に 債務者区分が変 化しなかった 先数 γ	α のうち再生計 画を策定してい る全ての先数 δ	経営改善 支援取組み率 α / A	ランク アップ率 β / α	再生計画 策定率 δ / α	
正常先①	7,040	0		0	0	0.0%		—	
要注意先	うちその他要注意先②	2,656	43	1	39	43	1.6%	2.3%	100.0%
	うち要管理先③	11	2	0	2	2	18.2%	0.0%	100.0%
破綻懸念先④	105	0	0	0	0	—	—	—	
実質破綻先⑤	121	0	0	0	0	—	—	—	
破綻先⑥	24	0	0	0	0	—	—	—	
小計(②～⑥の計)	2,917	45	1	41	45	1.5%	2.2%	100.0%	
合計	9,957	45	1	41	45	0.5%	2.2%	100.0%	

5. 地域の活性化に関する取組み状況

◆ SDGs 地方創生ローンの取扱い

- ・ 令和4年度より新たな手法を活用した「SDGs 地方創生ローン」の取扱いを開始しています。日本政策金融公庫との連携により、SDGsの担い手となる中小企業者向けに無担保で資金を供給し、地域経済の発展を応援しています。証券化手法を活用したローンで、信用リスクを当金庫・日本政策金融公庫・市場(投資家)の3者で分担する仕組みとしたことで、無担保の融資条件を実現しています。

実行 (令和5年4月～令和6年3月)		残高 (令和6年3月31日)	
105件	1,490百万円	135件	1,884百万円

◆ 外部支援機関との連携強化

- ・ 中小企業のM&Aを取扱っている専門会社と業務提携を締結しました。専門会社が開発したAIを活用したマッチング機能を駆使し、M&A成約に向けたサービスを提供します。
- ・ 人材採用支援業務強化のため、人材支援会社との業務提携を行いました。

◆ かわしん経営塾 next neo の発足

- ・ 100周年記念事業として地域の未来を創る経営者・次期経営者の育成支援として「かわしん経営塾 next neo」を発足しました。経営に活用できる気づきの機会を提供することを目的とし、オリジナルプログラムに沿って少人数・グループワーク中心の形式により、実践的なスキル取得を目指す経営塾です。

◆ かわしん経営塾 next neo オープン講義を開催

- ・ 令和6年1月29日、埼玉県と(一社)埼玉県中小企業診断協会の後援により「今からでも遅くないSDGs活用入門」と題したかわしん経営塾 next neo オープン講義を開催しました。



◆ ビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」

- ・ 「しんきんコネクト」は、信金中央金庫が運営する信用金庫の全国ネットワーク7,200店舗を活用したビジネスマッチングサイトです。信用金庫が推奨・紹介した事業者のみが掲載されるため、信頼性があり安心、さらに無料でご利用いただけます。会員は情報登録から商談申込まで、全ての手続きがサイト内で完結でき、当金庫職員が会員に対して操作方法や商談等をサポートします。ぜひ、ご利用下さい。



創立 100 周年記念企画特集

創立 100 周年記念式典・祝賀会

令和 6 年 3 月 13 日（水）ロイヤルパインズホテル浦和において、創立 100 周年記念式典・祝賀会を開催しました。ご来賓として大野元裕埼玉県知事、奥ノ木信夫川口市長、細野博隆川口商工会議所会頭、伊野彰洋関東財務局長、植田リサ日本銀行金融機構局審議役、御室健一郎全国信用金庫協会会長、柴田弘之信金中央金庫理事長をはじめ、総代の皆さまのご出席をいただきました。式典は「100 年の歩みと未来に向けて当金庫が目指すものを纏めた記念ビデオ」の上映に始まり、社会貢献活動の一環として、埼玉県や当金庫が出店している 14 市 1 町、埼玉県社会福祉協議会に寄附金の贈呈を行いました。また祝賀会には公務多忙の中、新藤義孝経済再生担当大臣にご出席をいただき、お祝いのご挨拶をいただきました。これからも 100 周年スローガンである「地域と共に 100 周年感謝のバトンを未来へつなぐ」を実践し、地域の皆さまと共に歩み、お客さまから最初にご相談いただける金融機関を目指し、お客さまの笑顔につながる金融サービスのご提供に努めてまいります。



経済再生担当大臣
新藤義孝様



木村理事長挨拶



鏡開きの様子



埼玉県知事 大野元裕様



川口市長 奥ノ木信夫様



川口商工会議所会頭 細野博隆様



関東財務局長 伊野彰洋様



日本銀行金融機構局審議役
植田リサ様



全国信用金庫協会会長
御室健一郎様

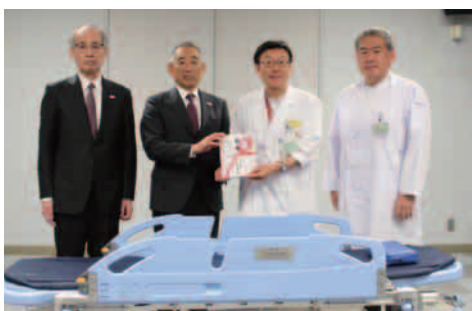


信金中央金庫理事長
柴田弘之様



さいたま市長 清水勇人様
(14 市 1 町代表ご挨拶)

創立 100 周年記念地域貢献事業



川口市立医療センター様



埼玉県済生会川口総合病院様

地域の医療に役立てていただきたく、地元の多くの皆さまがご利用されている川口市立医療センター様に「ストレッチャー 4 台」、川口市を中心に地域の医療を担う中核病院である埼玉県済生会川口総合病院様に「iPad9 台」を寄贈させていただきました。

創立 100 周年記念旅行



令和 6 年 5 月 16 日～ 30 日まで 4 班に分かれ、総勢約 230 名のご参加をいただき、「会津・日光」を訪れる記念旅行を実施しました。鬼怒川ライン下りや赤べこ絵付け体験を楽しみ、東北屈指の名城「鶴ヶ城」を訪れました。また当金庫が連携協定を締結している会津信用金庫・鹿沼相互信用金庫に多大なるご協力をいただきました。

創立 100 周年記念ゴルフコンペ



令和 5 年 7 月 26 日、軽井沢 72 ゴルフにおいて、約 300 名のお客さまのご参加をいただき、記念ゴルフコンペを開催しました。心地よい初夏の中、プレーを楽しんでいただきました。

創立 100 周年記念定期預金



令和 5 年 4 月 3 日より、お客さまへの感謝を込めて、「かわしん創立 100 周年記念定期預金」を発売しました。多くのお客さまにお預けいただき、誠にありがとうございました。

創立 100 周年プロジェクトチーム



創立 100 周年記念事業検討部会



経営理念策定プロジェクトチーム

創立 100 周年にかかるイベント等の企画、新たな経営理念の策定のため、検討部会とプロジェクトチームを結成し、本部・営業店の若手職員が意見やアイデアを提言しました。

創立 100 周年記念式典・職員大会



ビデオ上映（創立者 小川新八）



新たな経営理念の発表



職員によるスピーチ

令和 6 年 5 月 11 日（土）、戸田市文化会館大ホールにおいて、職員向けの式典・大会が開催され、100 年を振り返る映像の上映、新たな経営理念の発表、職員による未来へ向けたスピーチ等が行われました。

これからも役職員一同、100 年の伝統と誇りを胸に、地域やお客さまへの感謝の気持ちを忘れず、新たな経営理念のミッションで掲げた、「私たち川口信用金庫は、お客さま・地域社会の可能性に向き合い、ともに未来へ進みます」を忘れることなく行動してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

文化的・社会的貢献活動への取組み

かわしん経営塾 next neo を開催



令和5年5月から7月まで6回に亘り、『10年後の自社の姿』、『人材と組織』、『販売・マーケティング』、『資金計画・資金繰り』、『見えない経営資源』等のテーマで、かわしん経営塾 next neo を開催し、地域の未来を創る経営者・次期経営者の方々にご参加いただきました。

川口たたら祭りに参加



令和5年7月29日、「第43回川口たたら祭り」が4年ぶりに開催され、当金庫の役職員が参加しました。当日は、川口たたら音頭に合わせて心をつ一つにして踊りました。当金庫では地域貢献活動の一環として、地元の行事等への協賛参加を積極的に行っています。

100周年記念「食と音楽のイベント」を開催



令和5年9月9日、当金庫と青木信用金庫の共同企画として、「かわしん&あおしん Presents 川口元気 Food Festa with Music」を開催しました。川口市内の飲食店の出店やクラフトビールの飲み比べ、川口市出身の音楽家によるライブステージ、当金庫軽音楽部による演奏等が行われました。

100周年記念「小学生向けマネースクール」を開催



令和5年9月から令和6年2月まで8回に亘り、当金庫と青木信用金庫の共同企画として、「マネースクール」を開催しました。川口市内の小学校において、当金庫職員が講師となり『お金の探検隊』のテーマで、お金のまわることについての特別授業を行いました。

公式キャラクター「がまっち」が誕生しました。



創立100周年を記念して、令和6年3月1日に公式キャラクター「がまっち」が誕生しました。繁栄の象徴とされている「がま口財布」をイメージした可愛らしいキャラクターです。

皆さまから愛されるキャラクターを目指し、感謝のバトンを未来につなぐことをミッションとして、皆さまと共に地域の繁栄に貢献できるよう、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「がまっち」のプロフィール

- ☆モチーフ がま口財布の妖精
- ☆誕生日 3月1日
- ☆性格 好奇心旺盛で人懐っこい
- ☆好物 らっきょう
- ☆口ぐせ 「ちなみに頭の玉はらっきょう玉」

トピックス

かわしん観劇会を開催



令和5年9月20日、明治座において、かわしん観劇会「純烈公演」を開催しました。約1,000名のお客さまにご参加いただきました。「純烈公演」は、2年ぶりの座長公演であり、芝居と歌の二本立てで、楽しいひと時を過ごしていただきました。

川口市市産品フェア 2023 に参加



令和5年10月27日から29日の3日間に亘り、川口市の中小企業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、「川口市市産品フェア 2023」が開催されました。今年度から会場を「SKIP シティ」から「川口オートレース場」に移しての開催となりましたが、当金庫の多数のお取引先が参加されました。

川口市制施行 90 周年記念 チャリティーのど自慢に参加



令和5年11月10日、当金庫の木村理事長が職員の応援とともに、川口市制施行記念90周年チャリティーのど自慢に参加しました。多くの参加者の熱唱が続き、会場はお祝いムードでいっぱいとなり、大いに盛り上がりました。

埼玉県警サイバーセキュリティ講習を実施



令和6年2月16日、埼玉県警察本部警備部公安第一課サイバー攻撃対策隊をお招きし、ネットワークを介した不正侵入やハッキング、フィッシング等の実態について、具体例を交えて防犯策や対策の強化についての講習を内部管理責任者を対象に実施しました。

新たに、「基本方針・経営理念」を策定しました。

＜基本方針＞
 徹底公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する

＜経営理念＞

【ミッション】
 私たち川口信用金庫は、お客様・地域社会の可能性に向き合い、ともに未来へ進みます

【ビジョン】

営業ビジョン: お客さまのベストアドバイザー
 お客さまに寄り添い、未来へつなげるお手伝いをします

地域ビジョン: 地域のベストパートナー
 地域を受し、活気あふれる街を地域の皆さまとつくります

組織ビジョン: 変化・成長する組織
 変化をチャンスととらえ、活力ある働きやすい職場をつくります

【行動指針】

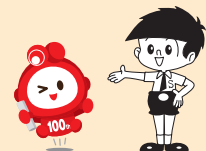
【誠実】 お客さま・地域社会の信頼に応えるよう誠実に行動します
 【挑戦】 情熱と勇気をもって新しいことにチャレンジします
 【感謝】 お客さま・地域社会のために感謝の気持ちをもって行動します
 【誇り】 金庫・業務に誇りをもって自己研鑽に努めます

川口信用金庫

令和6年5月、当金庫の新たな基本方針・経営理念を策定しました。

本部・営業店の8人のメンバーが約6か月間に亘り、これからの未来へ向かって当金庫の使命、将来ありたい姿、あるべき姿について議論を重ね策定し、公表しました。

地域やお客さまへの感謝の気持ちを忘れることなく、常に挑戦し、誠実・真摯な対応で、お客さまから最初に相談される金融機関を目指し、これからも金融サービスのご提供に努めてまいります。



環境保全活動への取組み

「かわしん」は、地域の経済発展と環境保全に貢献する信用金庫を目指しております。

当金庫は、文化的・社会的貢献活動とともに、環境問題への取組みが地域金融機関としての社会的・公共的使命と考え、令和2年4月に「川口信用金庫 SDGs 宣言」を行い、2030年のSDGs目標達成に向けた具体的取組み施策である「環境保全」を掲げ、環境に配慮した商品の取扱い、省エネ、CO₂削減等、「環境にやさしいかわしん」として積極的に取組んでおります。また、金融機関としての本来の業務を通じて、環境に配慮した活動を行っている企業や個人に対して環境関連の金融商品をご提供し、これからも地域経済の健全な発展と地域環境の保全に貢献してまいります。

埼玉県「緑化推進事業」への協力



木村理事長 大野県知事

当金庫は、森林の保全整備や身近なみどりの保全・創出を積極的に進めるため、「環境クリーン定期預金」を販売し、販売額の一定割合に相当する200万円を「彩の国みどりの基金」に寄附させていただきました。これまでの販売額は2,015億円、寄附総額は5,450万円となり、緑と川の再生のために使われております。

緑のまちづくり推進に協力



川口市が推進している緑のまちづくりの一環である「フラワーロード 緑と花でつくる川口の元気!!」のスローガンのもと、フラワースタンドの設置に協賛しております。

環境方針

I. 基本理念

川口信用金庫は、「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」を経営の基本方針とし、協同組織による地域金融機関としての社会的使命と公共的使命を自覚し、全役職員が一丸となって地域の発展と環境保全に積極的に取組みます。

II. 基本方針

1. 当金庫が行う事業活動が、環境に影響を及ぼす要因を的確にとらえ、技術的・経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めるとともに、定期的或いは諸条件の変化に対応し適宜レビューを行い、継続的に改善し、環境汚染の予防に取組みます。
2. 上記事業活動が環境に影響を及ぼす要因の中で、特に、地域社会への貢献、中小企業経営再建支援、および福祉・環境を大切にす真の地元金融機関を目指した活動に重点を置き、地域社会との連携を強化しつつ環境保全に取組みます。
3. 環境に関連する適用可能な法的要求事項及び業界行動指針等、その他の要求事項を順守します。
4. 一人ひとりが環境問題に対する認識を深め、環境マネジメントシステムの効果をあげる為、この環境方針を全役職員、又は当金庫のために働く全ての人に周知徹底を図ります。
5. この環境方針を金庫内外に広く公開します。

環境目標 (令和5年度)

I. 環境に有害な影響を及ぼすものへの削減取組み

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 電力の使用 | ▲ 24%削減 |
| 2. 廃棄物の分別と排出 | ▲ 24%削減 |
| 3. 紙の使用・廃棄 | ▲ 24%削減 |

(平成21年度比)

II. 環境に有害な影響を及ぼすものへの削減取組み

1. 既存の環境関連金融商品の拡販
2. 新規の環境関連金融商品の企画・開発・販売
3. OA機器の効率的活用
4. コンプライアンス及び信頼性・健全性の確保
5. 各種地域貢献活動の立案及び実行
6. 環境関連のその他サービスの提供

SDGsへの取り組み



当金庫は、2030年のSDGs（持続可能な開発目標）達成に向け、金融サービスの提供を通じ、社会的課題の解決と持続的成長の両立を目指す取り組みを推進してまいります。

- クールビズ・ウォームビズの実施とクールオアシスへの参加
- 環境保全に向けた商品・サービスの提供
- 緑化推進事業への協力
- 「エコ玉プロジェクト」をはじめとする、環境に配慮した活動を推進する企業への支援



QRコードを読み込むと「川口信用金庫 SDGs 宣言」をご覧くださいませ。

「クールビズ・ウォームビズ」の徹底

地球温暖化防止対策として、環境省が提起する「クールビズ・ウォームビズ」の実施の一環として、エアコン稼働の設定温度の遵守や夏の軽装、冬の柔軟な服装の選択等の他に各々の工夫により電力の使用抑制に努め、CO₂排出量削減に取り組んでおります。



「川口市シェアサイクル実証実験」に参加

CO₂排出の削減等の環境負荷の低減を目的として、川口市が取組んでいるシェアサイクルの実証実験に当金庫も参加しており、現在、川口市内5店舗にサイクルステーションを設置しております。



「埼玉県 SDGs パートナー」に登録

SDGsに自ら取組むとともに、「日本一暮らしやすい県」の実現を目指す埼玉県と連携して、SDGsを推進する企業・団体等を登録する制度であり、令和3年より登録しております。



「エコ通勤優良事業所」に登録

公共交通機関を利用したエコ通勤に関する取組みを、自主的かつ積極的に推進している事業所を登録する制度です。当金庫は平成24年（2012年）より本制度に登録し、実践して取組んでおります。



お客さまに環境情報をご提供



環境活動報告書

お客さまに環境問題へのご理解を深めていただくため、令和5年11月、かわしんの環境活動報告書第17号を発刊しました。これからも環境に関する情報をご提供してまいります。

環境保全に向けた商品のご提供



カーライフプラン

電気自動車・プラグインハイブリット自動車・低燃費かつ低排出ガス認定自動車等の環境に優しい新車のご購入を、金利の引き下げで応援しております。



一家団欒

太陽光発電、エコ仕様の設備購入・設置、耐震工事、バリアフリー・オール電化システムのリフォームにご利用いただけます。



SDGs サポートローン

埼玉県 SDGs パートナー制度に登録した方または登録申請をした方を対象に、金利を優遇した事業者向けの融資商品です。（埼玉県内4金庫合同企画）

お客様保護等への取組み

お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に取り組んでまいります。

顧客保護等管理基本方針

- ・お客様に対する取引又は商品の説明及び情報提供の適切性及び十分性を確保します。
- ・お客様の相談・苦情等の対処の適切性及び十分性を確保します。
- ・お客様情報の管理の適切性を確保します。
- ・業務が外部委託される場合におけるお客様情報やお客様への対応の管理の適切性を確保します。
- ・お客様の利益が不当に害される恐れのある取引の管理の適切性を確保します。
- ・その他お客様保護や利便の向上のために必要であると理事会において判断した業務の管理の適切性を確保します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融 ADR 制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は後掲、店舗のご案内を参照ください。）または、お客様相談室（電話：0120-58-3311）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する次の方法もあります。

（現地調停）東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法。

（移管調停）東京以外の弁護士会に案件を移す方法。

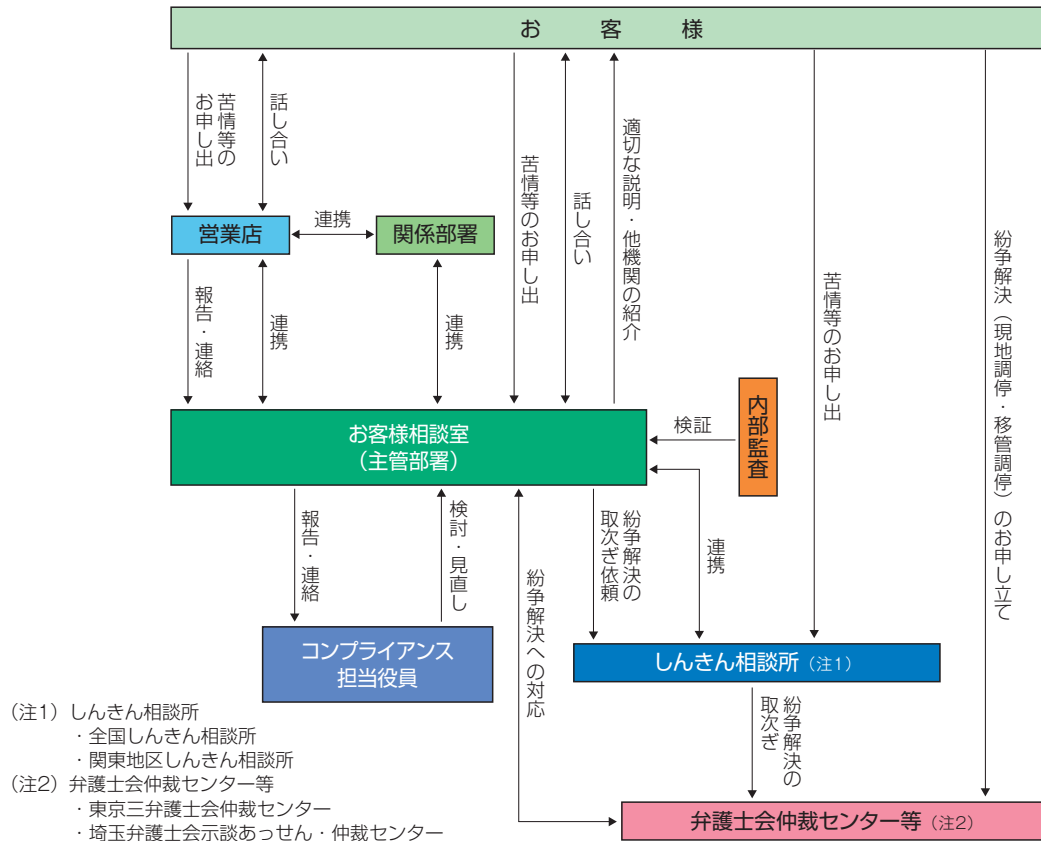
ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。

苦情等への対応

当金庫の業務処理に伴い発生した相談・苦情又は紛争等（苦情等といいます。）への対応につきましては、営業店及び本部各部に責任者を置くとともに、お客様からのお申し出事案について、お客様相談室にて一元管理を行い、事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署、お客様相談室が連携して手続きの進行に応じて適切にご説明・対応する等、速やかな解決を第一に考えた態勢を構築しております。

苦情等への取組体制



「お客様相談室」の設置

金融 ADR 制度を含めた苦情等対応専任部署としてリスク統括部内に「お客様相談室」を設置し、お客さまからのお申し出等に対して、迅速、適切に対応できる体制を構築しております。

< お問い合わせ窓口 >

川口信用金庫 お客様相談室

電話番号 0120-58-3311

受付時間 平日 9 時～ 17 時

(祝日、12月31日～1月3日を除く)



個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」と言います。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

※詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③の他、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども川口信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

当金庫は、国際社会がテロ等の脅威に直面している中において、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）及びテロ資金供与対策が経営上の重大なリスクになり得るとの理解のもと、次の取組みを行っています。

1. マネロン及びテロ資金供与対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律や、外国為替及び外国貿易法等の関係法令における、取引時確認等の基本的な事項に厳格に対応しております。
2. 金庫におけるマネロン及びテロ資金供与リスクを適時・適切に特定・評価した「リスク評価書」（特定事業者作成書面）を制定し、リスクに見合った低減措置を講じています。
3. 経営陣が主導的に関与し、対応の高度化を推進及び「リスク評価書」の実効性等の検証確保を目的として、AML/CFT（マネロン及びテロ資金供与対策）委員会が中心となりマネロン及びテロ資金供与対策について金庫全体として取り組んでおります。

金融犯罪被害の未然防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカードによる犯罪からお客さまの大切な預金をお守りするため、被害の発生を防止するための対策および被害を最小限とするための対策を講じております。

届出・受付先

偽造・盗難・紛失等の通帳・カード被害等に遭われた場合には、右記の受付先にご連絡ください。

暗証番号変更のお願い

類推されやすい暗証番号（生年月日、電話番号等）を使用されているお客さまは、お早めに変更をお願いいたします。暗証番号の変更は当金庫のATMでお手続きいただけます。なお、当金庫から暗証番号をお尋ねすることは一切ございません。

	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
信用金庫 営業日	0時～9時	(株)しんきん情報サービス しんきんサービスセンター	03-6433-0749
	9時～17時	お取引店又は 最寄りの店	お取引店又は 最寄りの店の電話番号
	17時～24時	(株)しんきん情報サービス しんきんサービスセンター	03-6433-0749
信用金庫 休業日	7時～24時		
平日・ 土・日・祝日	24時間	受付電話窓口	048-259-0684

振り込み詐欺について

被害者救済の観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の支払手続等について定めた「振り込み詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が平成20年6月21日に施行されております。

当金庫では、振り込み詐欺救済法の定めに基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込んだ方からのご相談をお受けいたします。

振り込み詐欺救済法に基づき、口座名義人の預金債権消滅手続や分配金支払申請受付手続等を順次行いますので、被害資金の実際の支払までには時間がかかることもあります。それまでは被害のお申出を承り、実際に被害資金返還の手続きが行われる際に連絡を差し上げる取扱いとなりますのでご了承ください。

詳細につきましては、最寄りの営業店へお問い合わせください。

振り込み詐欺救済法に基づく公告および預金保険機構の詳細につきましては、当金庫窓口にお問い合わせください。

還付金詐欺防止対策として、平成29年3月より、70歳以上かつ、3年間キャッシュカードによる振込をしていないお客さまの口座に対してATMでの一日あたりの振込限度額を0円としております。また、平成30年11月より、70歳以上かつ、1年間ATM取引（カード支払・通帳カード併用支払）がないお客さまの口座に対して、ATM一日あたりのMC・IC支払限度額を10万円としております。また、個別に他行、コンビニATMの支払限度額引下げの対応をしております。



振り込み詐欺被害防止講習会

特殊詐欺被害防止マスターの配置

埼玉県警察本部のご協力のもと、特殊詐欺被害防止への理解と取組み強化のため、各営業店に「特殊詐欺被害防止マスター」を任命、配置しております。

防犯模擬訓練等の実施

お客さまの大事な財産を守るためにも、地元警察署のご協力により防犯模擬訓練を実施しております。

令和5年度「防犯模擬訓練」実施店舗・・・・・・・・・・5店舗



防犯模擬訓練

お客さま本位の業務運営への取組み

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定し、何がお客さまのためになるかを真剣に考え、より良い金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は「堅実公正な経営に徹し、地域社会の繁栄に貢献する」という基本方針のもと、「お客さまにとっての最善の利益の追求」という目的を達成するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。全従業員が本方針を遵守し、お客さま本位の質の高い金融サービスの提供に取り組んでまいります。また、その取組状況を定期的に公表するとともに、本方針についても定期的に見直しを行い、より良質な業務運営の実現に努めてまいります。

1. お客さまにとっての最善の利益の追求

- ・ 「中・長期的、安定的な資産形成」を重視するとともに、商品の特性やリスクに配慮し、お客さまの幅広いニーズにあった最適な商品やサービスのご提案に努めてまいります。
- ・ お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益が図れるよう、役職員は高度な商品知識と職業倫理の保持に努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

- ・ 別に定める「利益相反管理方針」を遵守し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の向上に努めてまいります。

3. 重要な情報や手数料等についての分かりやすい説明

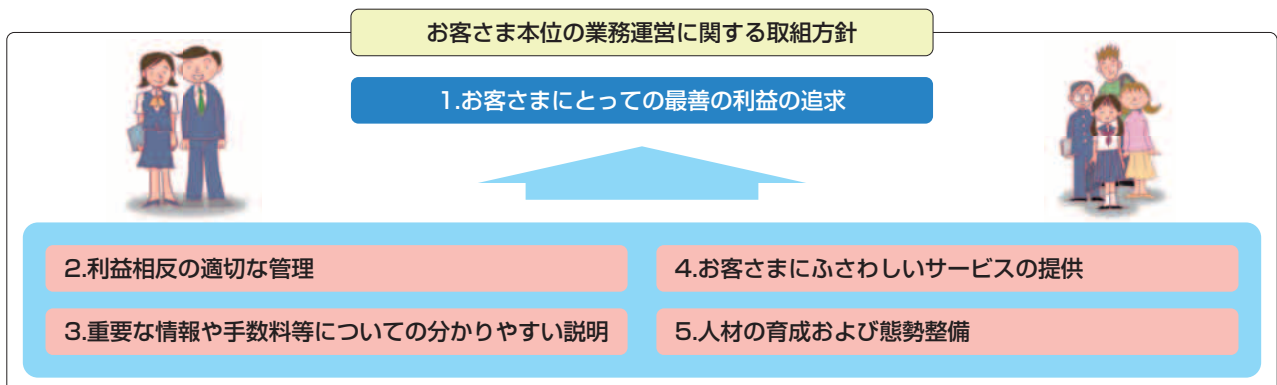
- ・ 商品やサービスの提供にあたっては、リスクとリターンの関係、取引の条件等の重要な情報について、お客さまのご年齢や投資経験等に応じ、より分かりやすい説明に努めてまいります。
- ・ お客さまにご負担いただく手数料等の費用についても、適切な資料を提示し、丁寧に説明いたします。
- ・ 商品販売後のアフターフォローの充実を図り、経済環境や市場動向等を踏まえた適切な情報提供に努めてまいります。

4. お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・ 別に定める「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、お客さまの知識、経験、財産の状況、目的、ライフサイクル等に応じた適切な金融商品・サービスを、お客さまのご意向にも配慮しご提案、ご提供するよう努めてまいります。
- ・ お客さまの多様なニーズにお応えできるよう金融商品・サービスの充実にも努めるとともに、商品ラインナップの見直しを継続的に実施いたします。

5. 「お客さま本位の業務運営」を実現するための人材育成および態勢整備

- ・ 研修や資格取得の充実により、「お客さま本位」の認識の徹底や専門知識、提案力の向上に努めてまいります。
- ・ 「お客さま本位」の業務運営に資するため、適切な業績評価の仕組みを整備いたします。



コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）体制

当金庫は「コンプライアンス」を経営の最重要事項として位置づけて、誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を実現するため、コンプライアンス担当役員を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。

また、営業店には法令や社会的ルール、金庫内ルール等の遵守徹底を担う「法令等遵守責任者・担当者」を配置しております。

実践面では、法令等遵守に係る基本方針に基づき「コンプライアンス・マニュアル」を作成して全職員に配付し、「コンプライアンス実践計画」に基づいた研修やOJTの実施等によりコンプライアンスを周知徹底しております。

このように金庫全体で法令等を遵守し、コンプライアンスに則った適正な業務の遂行状況について厳しい目でチェックを行い「お客さまに安心してお取引いただける企業風土の醸成」に努めております。

＜川口信用金庫行動綱領＞

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会から理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

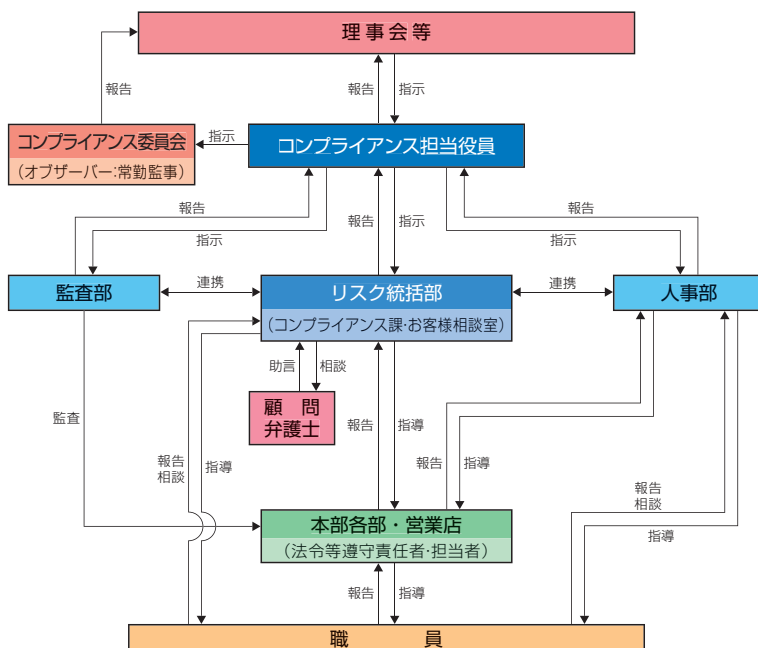
8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

コンプライアンス体制



法令等遵守担当者会議

多様な人材が活躍できる職場へ

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ・全店一斉定時退庫日・定時退庫週間を設定しメリハリある業務推進を行うことにより、長時間労働の抑制を行っております。
- ・職員の健康管理と家族との団欒の時間を増やすことを目的として、残業時間の抑制に努力しております。

■ いきいきと長く働ける職場づくり

<健康優良法人 2024（大規模法人部門）認定取得>

当金庫は「健康経営」という視点のもと、健康増進活動を推進していくために令和5年8月1日「川口信用金庫 健康経営宣言」を制定しました。体制を整え、定期健康診断の完全実施、診断結果による再検査の受診率向上、がん検診の推奨などに取組んでいます。

また、その取組みが認められ令和6年3月11日、経済産業省が推進する「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」の認定を取得することができました。これからも職員の働きやすい職場づくり、生産性向上のため、「健康経営」に取り組んでいきます。

<出産・育児中の支援>

育児休業制度や小学校に入学までの子供を養育する職員に対し、短時間勤務制度を設けています。令和4年10月に制定された「出生時育児休業」の制度を利用し、令和5年度には男性の育児休業取得率も57%まで上がりました。

産前産後休暇・育児休業取得職員数 25名

育児短時間勤務利用者数 34名

(令和6年3月末現在)

<いきいきと長く働くことができる職場づくりを進めております>

育児・介護休暇 父親の休暇 仕事と育児の両立を支援

職場復帰制度 年次有給休暇の計画的取得の促進

■ 女性が活躍しています!

平成28年4月に「女性活躍推進企業」として3つ星（愛称「えるぼし」）の認定を受けました。

女性管理職の人数

本部長 1名 支店長 1名

本部課長 1名

本部主任調査役 1名 営業店課長 18名

統括調査役・審査役 3名 調査役 1名

女性渉外の人数

女性渉外課員数 15名

(令和6年3月末現在)



育児休業者の勉強会および情報交換会「子パンダの会」



育児をする男性職員



活躍する女性管理職

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

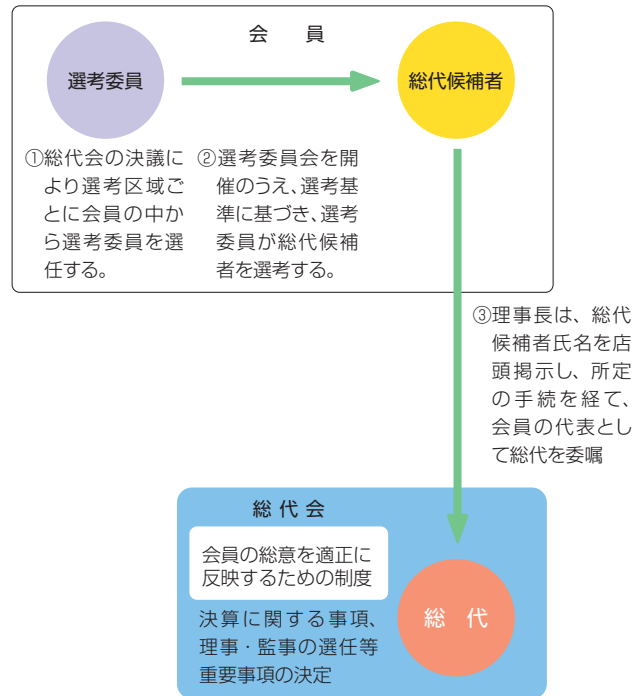
(右「図解」参照)

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また当金庫では、総代会に限定することなく、アンケートや懇談会を実施する等日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代会の仕組み（図解）



■ 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

当金庫の総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手順を経て選任されます。(P22「フロー図」参照)

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

■ 総代の任期・定数

総代の任期は2年です。総代の定数は120名で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、令和6年6月末日現在の総代数は120名で、会員数は67,018名(令和6年3月末)です。

■ 選任区域ごとの会員数

(単位：名)

	1区	2区	3区	4区	5区	6区	合計
法人	2,284	1,973	2,229	1,937	2,080	1,708	12,211
個人	11,310	8,079	9,952	8,902	9,160	7,404	54,807
総合計	13,594	10,052	12,181	10,839	11,240	9,112	67,018

(令和6年3月31日現在)

■ 総代候補者選考基準

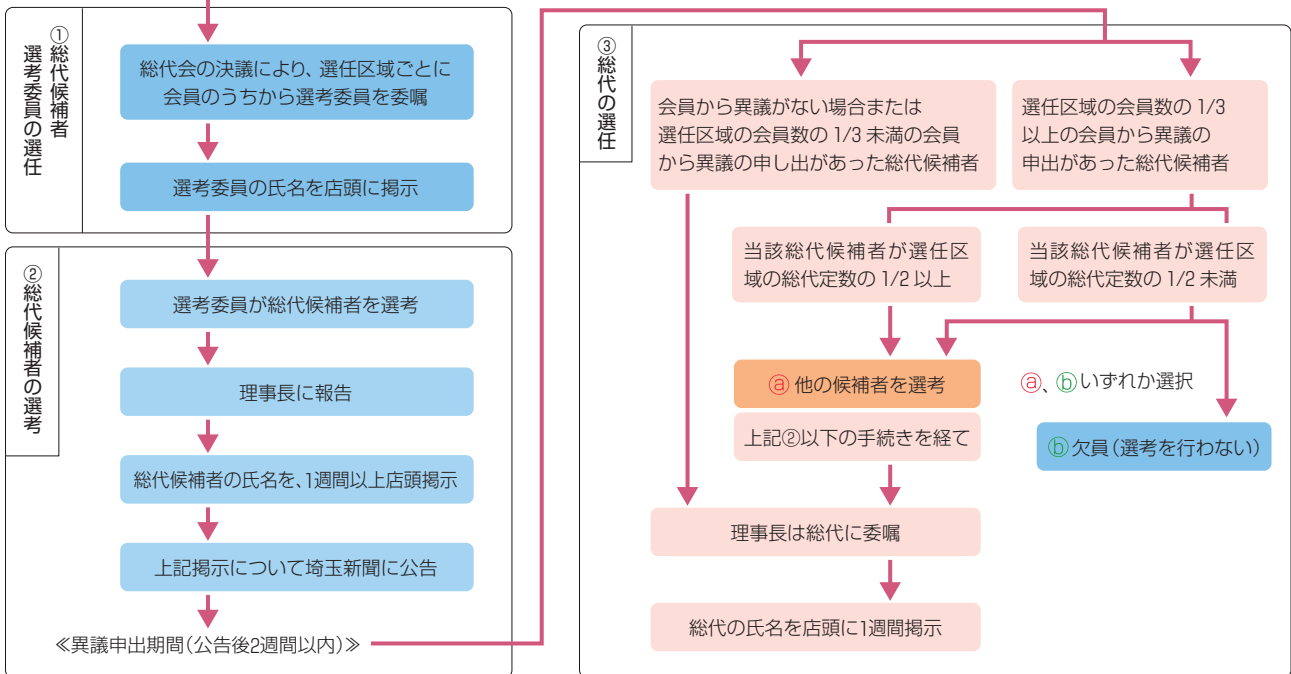
総代は、当該総代任期の開始日において、原則として年齢が80歳を超えない会員又は就任回数が5回を超えない会員とし、次の基準により選考しております。

- (1) 人格・見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる方
- (2) 地域における信望が厚く、良識をもって正しい判断ができる方
- (3) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫と緊密な取引関係を有する方
- (4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- (5) 行動力があり、積極的な方

■ 総代が選任されるまでの手続きについて（フロー図）

当金庫の地区を 6 区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

下記フロー図は当金庫定款に定める総代選任手続きに基づいて作成しております。



■ 通常総代会の決議事項等

令和 6 年 6 月 24 日に開催された第 101 期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

報告事項

第 101 期 (自 令和 5 年 4 月 1 日・至 令和 6 年 3 月 31 日) 業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 101 期 (自 令和 5 年 4 月 1 日・至 令和 6 年 3 月 31 日) 剰余金処分案承認の件

第 2 号議案 会員除名の件

第 3 号議案 総代候補者選考委員選任の件

第 4 号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件

第 5 号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件

第 6 号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



通常総代会



木村理事長 挨拶

総代名簿

※氏名の後の○内数字は総代への就任回数

選任区域	定数	氏名
第1区 川口市の一部 さいたま市（旧浦和市） 蓮田市、久喜市、幸手市 白岡市、北葛飾郡杉戸町 南埼玉郡宮代町	24人	井口 光男⑥ 石川 義明⑫ 稲垣 茂⑪ 川村 昌弘② 高德 尚慶④ 田中 章夫⑩ 田中 宣充⑥ 仲川 聡④ 増井 千恵子⑤ 森田 昌明⑪ 矢澤 昭人① 安形 和彦⑥ 遠山 秀一⑭ 中原 誠③ 飯島 典常④ 矢作 弘明② 多田 則子④ 村田 昇治① 長谷川 浄意⑩ 清水 一郎⑩ 榎本 信雄⑩ 邑田 一夫⑩ 松本 保男④ 小高 正嘉②
第2区 川口市の一部 春日部市	18人	伊藤 光男⑧ 通山 節子④ 永瀬 満康④ 中村 友治② 古川 元一⑨ 増田 幸也⑪ 入野 純一⑧ 上市 孝志⑥ 白根 敬⑥ 田中 一治⑦ 永瀬 恵子④ 野沢 大祐② 吉岡 和義⑪ 大熊 通男② 宇田川 尚志⑦ 千葉 正吾⑩ 畑中 優⑥ 村石 政彦②
第3区 川口市の一部 さいたま市（旧与野市） 越谷市、八潮市、草加市 三郷市、吉川市 北葛飾郡松伏町	22人	天一 彰夫⑤ 小嶋 淳④ 小林 政氏⑥ 武井 美親⑨ 千葉 乙郎② 赤塚 真理⑦ 阿部 恭久⑧ 小口 政一⑪ 熊谷 純美④ 制野 周弘⑬ 永井 雅之① 永瀬 重一④ 津布久 信雄⑤ 西田 喜代子④ 辻村 健⑩ 前田 和洋④ 大森 弘③ 長岡 宏雄⑬ 田口 勲② 大庭 将史⑭ 渡邊 妙子② 大野 善典④
第4区 川口市の一部、 さいたま市（旧大宮市） 蕨市	20人	増井 正樹⑨ 伊藤 之厚⑥ 奥ノ木 信夫⑬ 小原 敏治② 篠塚 和広⑩ 白井 靖⑬ 遠山 明宏⑥ 駒 英明⑫ 池田 嘉弘④ 加藤 俊二④ 佐藤 由盛⑥ 戸塚 博之⑨ 町田 新一郎④ 山田 由香里④ 福原 勝⑩ 深井 明友④ 榎原 誠⑫ 飯塚 榮一① 榎本 譲治① 小島 徹⑦
第5区 川口市の一部、戸田市 さいたま市（旧岩槻市） 富士見市、上尾市、桶川市 北本市、鴻巣市、加須市 羽生市、熊谷市、行田市 北足立郡伊奈町 比企郡川島町、比企郡吉見町	20人	島田 修二① 葛生 誠一郎④ 永井 順子① 萩原 徹③ 長谷川 勉⑤ 丸山 京子④ 小山 利⑩ 齋藤 純孝⑨ 永井 悟② 原田 真理生⑥ 會田 雅暉⑪ 市ヶ谷 昌彦⑥ 奥墨 常治③ 石井 健一④ 酒井 照夫④ 中山 定雄① 青木 健志① 阿部 純③ 中村 康宏③ 金澤 孝太郎③
第6区 志木市、新座市、和光市 朝霞市、ふじみ野市、所沢市 狭山市、川越市、鶴ヶ島市 入間郡三芳町、東京都北区 東京都荒川区、東京都足立区 東京都豊島区、東京都板橋区 東京都練馬区、東久留米市 西東京市（旧保谷市）、清瀬市	16人	富澤 和幸① 清水 和之⑥ 清水 良介⑨ 志村 智② 浪川 賢治④ 吉川 守③ 阿部 和司⑬ 大熊 忠雄⑧ 大滝 亮④ 富岡 健治⑧ 本橋 昭蔵② 田中 満男④ 上原 実① 細田 嵩⑫ 八木 貞男⑩ 古指 利夫②

※総代は令和6年6月末現在です。総数120名（敬称略・順不同）

総代の属性別構成比

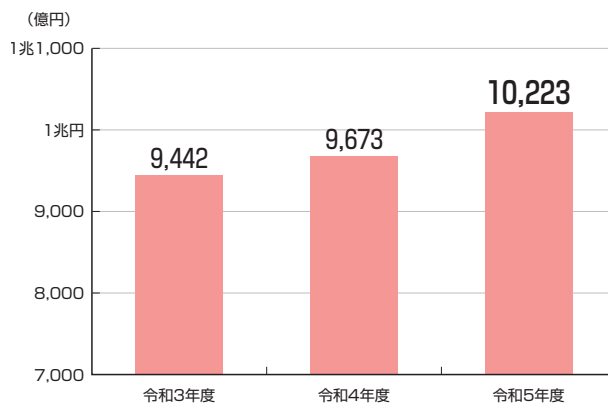
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人・法人代表者 93.3%、個人事業主 3.3%、個人 3.3%
年代別	70代 45.8%、60代 33.3%、50代 19.2%、40代 1.7%
業種別	製造業 35.0%、不動産業 20.8%、建設業 14.2%、卸売業 7.5%、小売業 6.7%、その他サービス業 4.2%、 生活関連サービス業・娯楽業 2.5%、運輸業 1.7%、教育・学習支援業 1.7%、専門・技術サービス業 0.8%、宿泊業 0.8%、 飲食業 0.8%

業績ハイライト

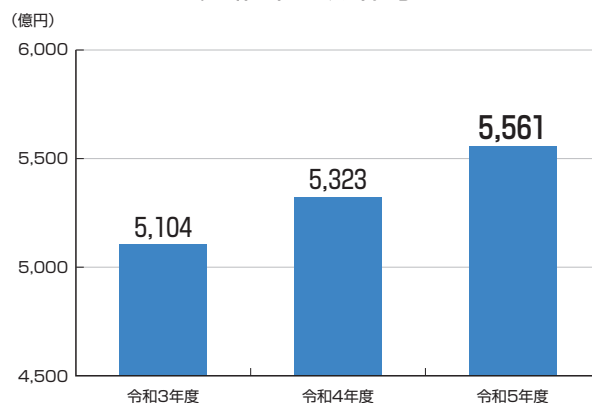


預金積金残高



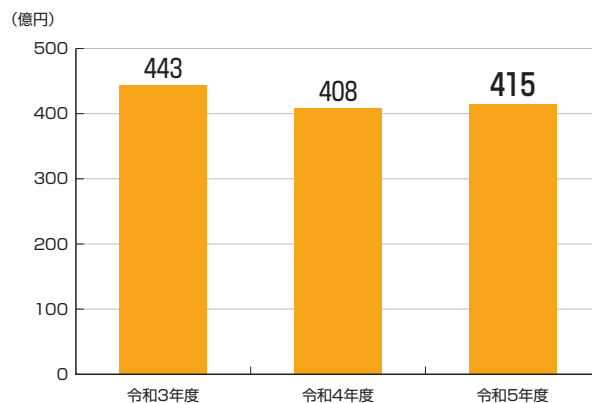
当金庫の預金積金残高は年々増加し、令和5年度末では1兆223億円となっております。そのうち、大部分を個人のお客さまが占め、多くの地元の皆さまから高い信頼をいただいております。

貸出金残高



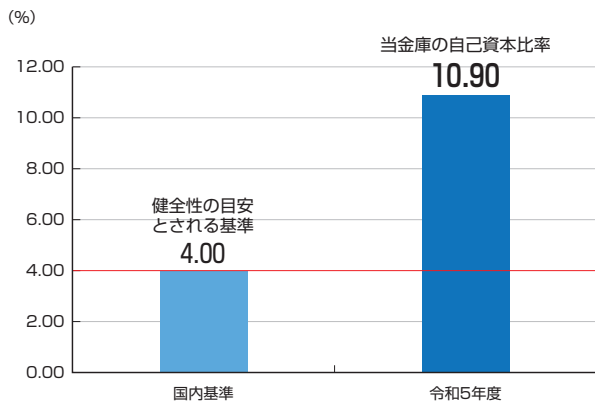
当金庫の貸出金残高は年々増加し、令和5年度末では5,561億円となっております。当金庫は地元中小企業の健全な発展および地域の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いのため、特定の業種に偏ることなく、小口・多数者利用の原則に基づいて、ご融資を行っております。

純資産残高



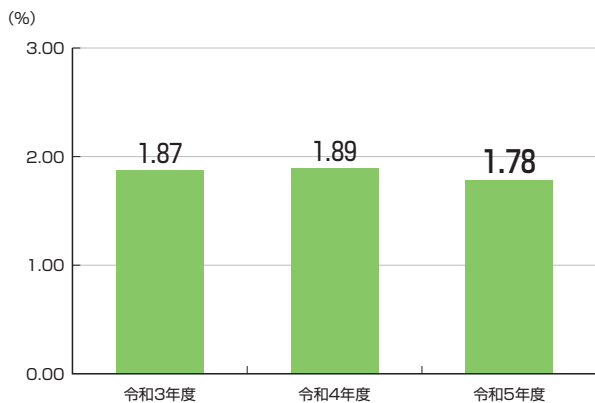
当金庫は永年にわたり堅実経営に努め、積立金や出資金等からなる純資産残高は415億円となっております。

自己資本比率



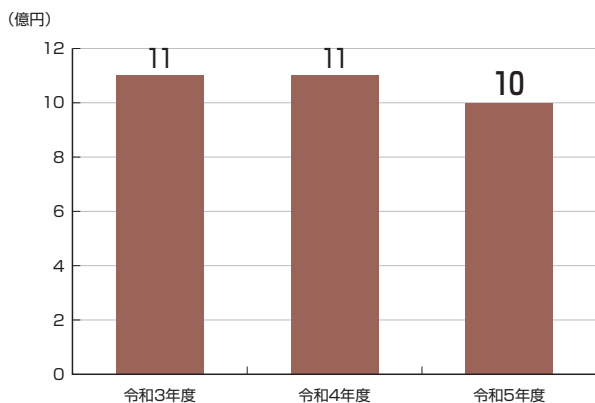
自己資本比率は金融機関の健全性や安定性をはかる重要な指標のひとつです。当金庫の令和5年度末の自己資本比率は10.90%と、国内基準である4%を大きく上回っております。

不良債権比率



令和5年度の不良債権比率は前期比0.11ポイント低下して1.78%となりました。

当期純利益



令和5年度は、当期純利益10億円を計上しました。



令和5年度事業の概況

かわしんの業績は順調です。

令和5年度は、中期経営計画「かわしん 未来への挑戦 100 ～更なる飛躍を目指して～」の最終年度であり、令和6年3月の金庫創立100周年に向け、①経営・内部管理態勢の強化②支援力・営業力の強化③人材力・組織力の強化④創立100周年事業への取組みを基本方針とし、地域の中小企業・個人・社会が抱えている様々な課題を共に解決していく中心的な役割を担い、地域の皆さまから信頼され最初に相談される金融機関を目指して事業を行って参りました。具体的には、金融面はもちろん、非金融面においてもお客さまのニーズにあった幅広いサービスの提供に取組み、事業者の皆さまへは、「かわしん経営塾 next neo」の開催など、創業・経営改善・事業再生・事業承継サポート、個人の皆さまにはライフステージに応じたサービスの提供に努めました。

また、金庫創立100周年を迎えるにあたり、地域のお客さまとのふれあいや感謝の意を伝えるべく、記念定期預金の発売や記念式典の開催、各種の寄附、PR活動、観劇会、イベントなどを実施しました。

令和5年度の主な業績は次のとおりです。

【預金】普通預金や定期預金を中心に残高が伸長し、当期末残高は初めて1兆円を上回る1兆223億円、前期比550億円の増加（増加率5.6%）となりました。

【貸出金】住宅ローンや消費者ローンの増加により、当期末残高は5,561億円、前期比237億円の増加（増加率4.4%）となりました。

【損益面】貸出金利息や預け金利息が増加したものの、役務取引等利益の減少や経費の増加等により、コア業務純益は1,768百万円となり、ほぼ前期並みの水準となりました。経常利益は貸倒引当金戻入益や株式等売却益が増加したため、前期比75百万円増益の1,582百万円となり、当期純利益は特別損失や法人税等の増加により、前期比59百万円減益の1,075百万円となりました。

主要な経営指標の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	百万円	12,062	11,333	11,149	11,002	11,178
経常利益	百万円	1,402	1,143	1,481	1,507	1,582
業務純益	百万円	2,564	1,491	1,634	1,628	1,472
当期純利益	百万円	738	867	1,116	1,134	1,075
預金積金残高	百万円	850,752	907,019	944,233	967,365	1,022,381
貸出金残高	百万円	443,347	489,579	510,498	532,394	556,173
有価証券残高	百万円	227,665	241,728	231,822	224,943	207,649
純資産額	百万円	42,606	46,371	44,395	40,855	41,575
総資産額	百万円	921,817	984,282	1,025,938	1,023,316	1,069,936
会員数	人	65,380	65,903	66,327	66,730	67,018
出資総額	百万円	2,124	2,128	2,130	2,129	2,124
出資総口数	千口	4,249	4,257	4,260	4,259	4,248
出資配当率	%	2	2	2	2	(うち記念配当1%) 3
出資配当：一口当り	円	10	10	10	10	15
単体自己資本比率	%	10.50	10.62	10.60	10.96	10.90
職員数	人	715	704	682	657	629

自己資本の充実の状況

自己資本の充実が強みです。

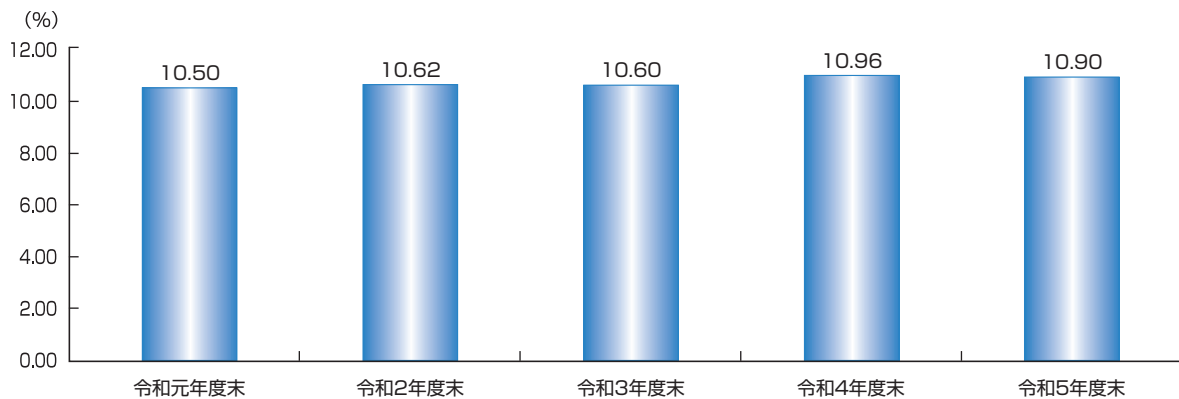
かわしんの自己資本比率は **10.90%** です。

自己資本比率とは

自己資本比率は、金融機関の健全性・安定性をはかる重要な指標のひとつです。

当金庫のように国内でのみ営業を行う金融機関は、4% 以上を維持することが義務づけられております。

単体自己資本比率の推移



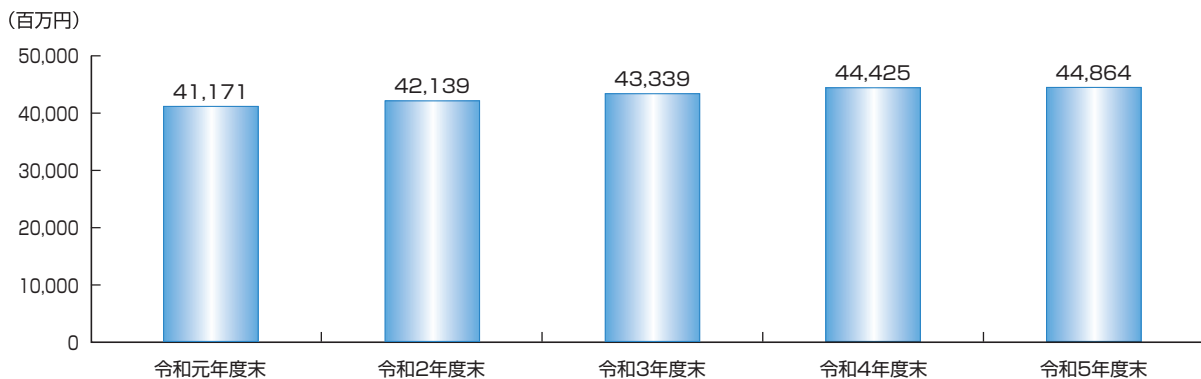
$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (44,864百万円)}}{\text{リスク・アセット等 (411,384百万円)}} \times 100 = 10.90\%$$

自己資本の調達手段と充実度に関する状況

当金庫は、地域の会員の皆さまからの出資金等により自己資本を調達（発行主体：川口信用金庫 資本調達手段の種類：普通出資 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,124百万円）しておりますが、これまで安定した利益を計上し、内部留保の積上げにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準の4% を大幅に上回る10% 台を維持しており、経営の健全性、安定性を保っております。

将来の自己資本の充実策については、年度ごとの事業計画に基づいて健全経営を推進し、期間利益による内部留保の積上げによってさらに充実を図ることとしております。

単体自己資本額の推移



不良債権の状況

自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しております。

当金庫では自己査定基準等に基づく資産査定を行い、これを基に不良債権の償却・引当を実施しております。令和5年度の不良債権額は99億円となっておりますが、その大部分は担保や引当金等で保全されており、また十分な自己資本額によってカバーされております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	3,162	3,162	2,159	1,003	100.0	100.0
	令和5年度	3,203	3,203	2,102	1,100	100.0	100.0
危険債権	令和4年度	4,539	4,067	3,943	124	89.5	20.7
	令和5年度	4,561	4,103	4,005	97	89.9	17.5
要管理債権	令和4年度	2,418	1,841	1,315	526	76.1	47.7
	令和5年度	2,213	1,411	1,149	261	63.7	24.5
三月以上 延滞債権	令和4年度	3	3	3	0	100.0	100.0
	令和5年度	8	8	8	0	100.0	100.0
貸出条件 緩和債権	令和4年度	2,414	1,837	1,311	526	76.1	47.7
	令和5年度	2,205	1,403	1,141	261	63.6	24.5
小計 (A)	令和4年度	10,120	9,072	7,418	1,653	89.6	61.1
	令和5年度	9,978	8,717	7,258	1,459	87.3	53.6
正常債権 (B)	令和4年度	523,692					
	令和5年度	547,568					
総与信残高 (A) + (B)	令和4年度	533,813					
	令和5年度	557,547					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全額又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

統合的リスク管理体制

統合的リスク管理の充実強化を図り、健全経営に努めております。

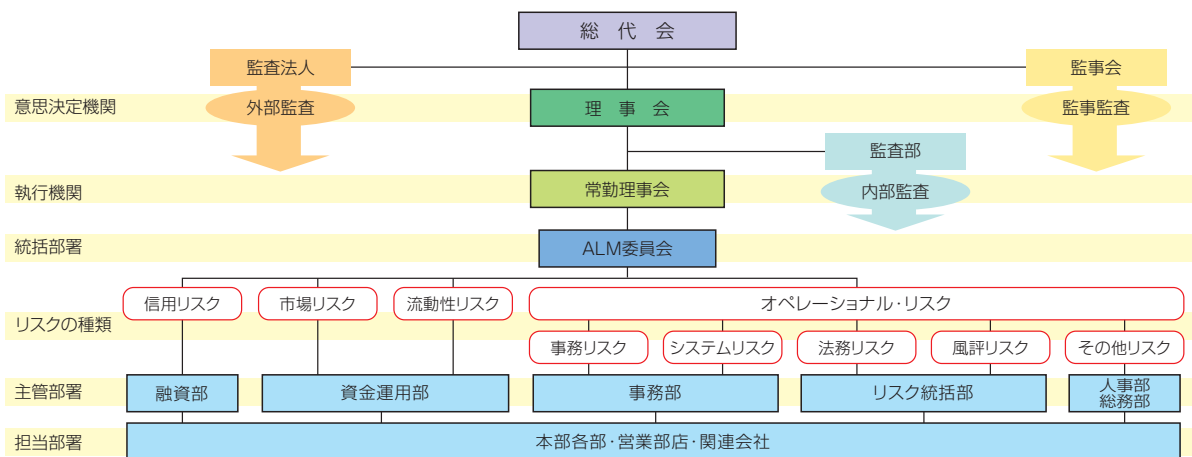
リスク管理の基本方針

金融機関を取り巻く環境が速いスピードで変化する中、業務上のリスクは多様化・複雑化しております。当金庫では、経営の健全性の維持と適正な収益確保のため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを最小限度に抑えることを基本とし、さまざまなリスクを可能な限り定量的に把握し、リスク量を経営体力に見合う適正規模にすることとしております。

統合的リスク管理体制

当金庫では、さまざまなリスクを統合的に管理するため、内部統制基本方針に基づき、統合的リスク管理規程をリスク管理の基本規程とし、各種リスク管理要領等を整備しております。

各リスクごとに主管部署を定め、統括部署として ALM 委員会を設置、十分な自己資本を維持し、経営の健全性の確保を管理する体制としております。



ALM 委員会

信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクを把握し適切にコントロールすることにより、資金調達・運用の適正化および収益の安定的な確保を目的として、定期的に開催しております。

統合的リスクの状況 (令和6年3月31日現在)

統合的リスク量と自己資本の比較

(単位：百万円)

(リスク項目)			(自己資本との比較)		
区分	令和4年度	令和5年度	区分	令和4年度	令和5年度
信用リスク	835	719	自己資本額 (B)	44,425	44,864
市場リスク	8,641	8,697	(B) - (A)	33,526	34,054
オペレーショナル・リスク	1,423	1,394	自己資本比率 4%所要額	16,203	16,455
統合的 リスク量 (A)	10,899	10,810	余力額	17,322	17,598

統合的リスク量は 10,810 百万円であり、想定するリスクが全て顕在化した場合でも自己資本比率は 4% (国内基準) を十分確保でき、17,598 百万円の余力額を有しております。

統合的リスク管理におけるリスク量算定方法

【信用リスク】「信用リスク計量化システム」により算出したバリュー・アット・リスク (VaR) をリスク量とし、保有期間 1 年、信頼水準 99.00%としております。令和4年度より信用リスク計量化システムをしんきん共同センターのシステムに変更しております。

【市場リスク】「市場リスク計測モデル」により算出したバリュー・アット・リスク (VaR) をリスク量とし、金利、株式等の各リスクファクターの相関関係を考慮し、保有期間は国内債および株式等は 6 カ月、その他は 1 年、信頼水準は 99.00%としております。令和4年度ではリスク量 (VaR) に有価証券のうち株式・ファンドの評価損益を、令和5年度では有価証券のうち公共債を除いた評価損益を加味しております。

【オペレーショナル・リスク】基礎的手法により、過去 3 年間の業務粗利益の平均値の 15%をリスク量としております。

■ 銀行勘定における金利リスク

<p>【リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲】</p> <p>銀行勘定の金利リスク（以下 IRRBB という）とは、保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるものが、金利の変動によって受ける将来の資産価値の変動や収益性に対する影響で、現在価値を経済価値（EVE）、将来収益を期間損益（NII）として捉え、現行金利水準に対する損失幅をΔ EVE、Δ NII として計測し管理いたします。計測の対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他市場金利に影響を受ける資産・負債です。</p>	<p>【リスク管理及びリスク削減の方針】</p> <p>当金庫は、統合リスク管理要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢とし健全性の確保に努めております。</p>
<p>【金利リスク計測の頻度】</p> <p>毎月末を基準日として、月次で計測しております。</p>	<p>【ヘッジ等金利リスクの削減手法】</p> <p>一般的に確立された市場取引を基本とし、派生商品等の取引は自己の ALM ポジションのヘッジ等に限定するものとしております。また、ヘッジ会計は適用しておりません。</p>
<p>【金利リスクの算定方法の概要】</p> <p>IRRBB の算定にあたり考慮している前提等は以下のとおりです。</p> <p><流動性預金> 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年、最長の金利改定満期は 5 年です。</p> <p><コア預金> 金融庁が定める保守的な前提を採用しております。</p> <p><行動オプション性の考慮等> 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約等の行動オプション性について考慮しておりません。その他計測に影響を及ぼす内部モデル等の使用はしておりません。</p> <p><通貨の取扱い> 対象は日本円のみとなっております。</p> <p><スプレッドの取扱い> 計算にあたり、割引金利にスプレッドを含めておりますが、キャッシュフローには金利変化分のみを考慮し、スプレッドの変動は考慮しておりません。</p>	<p>【銀行勘定における金利リスクの特性等】</p> <p>Δ EVE が最大となるのは、「上方パラレルシフト」であり、昨年度末と比較すると有価証券のうち債券残高が減少したこと等から減少しております。Δ EVE の自己資本額に対する割合は高い水準にありますが、当金庫ではリスク資本配賦制度として、金利リスクを VaR 等により管理しており、貸出金や有価証券の VaR に基づくリスク量に上限ガイドラインを設定し金利リスクをコントロールしております。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証し健全性の確保に努めております。</p>

■ 銀行勘定における金利リスク量（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	18,644	20,821	1,026	1,497
2	下方パラレルシフト	Δ 16,813	Δ 20,013	283	346
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	18,644	20,821	1,026	1,497
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	44,864		44,425	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■ 信用集中リスク

(単位：百万円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
自己資本 (A)	44,425	44,864
大口要管理以下非保全額 (B)	—	—
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本 (C) = (A) - (B)	44,425	44,864
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	405,094	411,384
自己資本比率 (C) / (D)	10.96%	10.90%

リスクの種類等について

リスクの種類	リスク等の説明	当金庫のリスク管理体制	
		リスク管理の方針	手続きの概要
信用リスク	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化で貸出金の回収ができなくなる等により、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	当金庫では、厳格な資産査定及び企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に反映させるとともに、与信判断の指針として「クレジットポリシー」を明確にし、信用リスクを確実に認識し、管理する態勢としております。	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度からの分析に注力しております。 リスク量の計測は、「信用リスク計量化システム」により算出し、「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定しております。算定結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。 リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は次の業者を採用しております。株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター（R&I）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社、S&P グローバル SF ジャパン株式会社。なお、国内法人エクスポーザーは株式会社日本格付研究所（JCR）および株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を優先しております。
	信用リスク削減手法	信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、不動産担保、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。 また、パーゼルⅢにおいてリスク・ウェイトを軽減するリスク削減手法が定められております。	当金庫は、信用リスクを軽減するために、不動産担保や信用保証協会による保証等によって保全措置を講じておりますが、これは補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、経営者の資質等、さまざまな角度から判断を行っております。 また、担保、保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、適切な取扱いに努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利や有価証券等の価格あるいは為替等の変動により、保有する資産価値が変動し、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	当金庫では、一般的に確立された市場取引による運用を基本とし、市場の変動による日々のリスクを的確に把握するとともに、ポジション枠、リスク・リミット等を設定し、市場リスクを的確に捉え、管理する態勢としております。	市場リスクの評価に関しましては、金利・有価証券の価格・為替等さまざまなリスクファクターの変動による時価・評価損益によるリスク量等の変化を把握し、分析・管理するとともに、「金利上昇時のアクションプラン」に基づく予兆管理を行い、月次で役員に報告しております。 時価・評価損益・VaRを日次で管理し、役員まで報告、月次ではVaR、BPV、ヒストリカルテスト等の「市場リスク計測モデル」によりリスク量を計測し、「ALM委員会」で協議検討する態勢としております。
	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーザー	当金庫では、株式・投資信託について、市場リスク管理と同様保有限度額を設け、適正な収益を確保することを基本方針としております。 評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切な対応を講じる態勢としております。	上場株式、投資信託のリスクの認識は、銘柄ごとの日々の時価評価によって把握のうえ役員まで報告し、投資継続の是非を協議するとともに、運用状況について「ALM委員会」に報告し適切なリスク管理に努めております。 非上場株式、子会社、投資事業組合への出資金のリスクの状況は、財務諸表や運用報告により把握し、状況について必要に応じ役員まで報告する等、適切なリスク管理に努めております。
	証券化エクスポーザー	当金庫では、証券化商品について、市場リスク管理と同様に保有限度額や厳格な投資基準を設けるとともに、適切なモニタリング態勢を整えております。	証券化商品のリスクの認識は、当該商品に係る情報（格付の状況、裏付資産の状況、商品の構造等）を投資期間を通して継続的または適時に入手し、必要に応じて信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行ない、担当役員へ報告する態勢としております。 信用リスクアセット額の算出については標準的手法を、リスク・ウェイトの判定については信用リスク管理と同様の適格格付機関の格付を採用しております。
流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等によって資金繰りがつかなくなる場合（資金繰りリスク）や、金庫の財務内容の悪化等によって通常よりも高い金利での調達を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことによって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	当金庫では、支払準備資金を十分確保するとともに、常時資金の状況を適切に把握・管理しており、資金繰り対策に万全を期す態勢としております。	主管部署において、市場流動性及び資金繰りリスクについて状況を適切に把握・管理するとともに、その状況等について担当理事・理事会に報告し、ALM委員会等で検討・協議する態勢としております。 また、非常時を想定したシミュレーション計測を実施し、支払準備資産が適切であるか役員まで報告する態勢としております。
オペレーショナル・リスク	当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象に起因することから生じるリスク」と定義し、次のリスクとしております。	当金庫では、さまざまなリスクごとに管理体制や管理方法に関する「リスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスクを確実に認識し、管理する態勢としております。	オペレーショナル・リスクの評価に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとしております。 算出したリスク量については「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。
	事務リスク	事務リスクとは、従業員が正確な事務を怠ったり、事故や不正等当金庫が損失を受けるリスクのことです。	人的リスクとは、報酬・解雇等での人事運営上の不公平・不公正、またセクシュアルハラスメント等差別的行為によって当金庫が損失を受けるリスクのことです。
	システムリスク	システムリスクとは、災害やシステムの障害等によるコンピュータの停止や誤作動、またコンピュータが不正に使用されることによって当金庫が損失を受けるリスクのことです。	有形資産リスクとは、災害等によって店舗、機械設備等の有形資産が毀損し、当金庫が損失を受けるリスクのことです。
	法務リスク	法務リスクとは、当金庫の経営・取引において法令等に違反する行為、或いは不当な契約を結ぶこと等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等によって、当金庫の信頼度が低下することによって損失を受けるリスクのことです。

業務のご案内

預金業務

種 類	内 容
定期性総合口座	(普通預金・定期預金・定期積金・ご融資)が一冊の通帳にセットされた便利な口座です。給与やボーナス、年金や配当金のお受け取り、また、定期預金・定期積金合計金額の90%(最高200万円)までご利用いただけます。キャッシュカードでもご利用いただけます。
普通預金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる預金です。
貯蓄預金	普通預金のように使える預金です。ご預金の残高に応じた所定金利が適用されます(個人のみ)。また、普通預金とのスイングサービスもお取り扱いしております。
当座預金	小切手等をお使いになるご商売用に便利な預金で安全・効率的です。
通知預金	1万円以上でまとまった資金の短期間の運用に適しております。7日以上据え置き、2日前までの予告で払い出しする条件です。
納税準備預金	計画的に納税資金をご準備いただく預金です。
スーパー定期預金	お預け入れ期間は、1カ月以上5年以内です。
変動金利定期預金	お預け入れの日から、6カ月ごとに金利が変わります。お預け入れ期間は、1年～3年以内です。
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。最長3年、据置期間1年の個人向け預金です。
大口定期預金	大口資金の資産形成に最適です。期間は1カ月～5年以内です。
ねんきん定期500	販売期間を限定した商品です。かわしんで公的年金をお受け取りされている方、または、新しく公的年金のお受け取りを開始される方を対象に、通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、合計500万円までとなります。期間は1年または3年です。
積立定期預金	契約期間内で分割預入、満期日が設定できます。
かわしん福祉優遇定期300	かわしんで指定する年金を受給されている方、または新しく受給される方を対象に通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、合計300万円までとなります。
定期積金	事業資金、住宅新築、結婚、レジャー等のご計画にご利用いただけます。積立期間は6カ月～60カ月の範囲でお選びいただけます。満期月指定定期積金、旅行定期積金、シニア定期積金「華」等がございます。
ひまわり定期積金	隔月掛込の商品です。かわしんで年金を受給されている方、または、新しく年金を受給される方を対象に、通常の定期積金の金利を優遇いたします。積立期間は12カ月～60カ月の範囲でお選びいただけます。
財形預金	(財産形成期日指定積立定期預金) お勤めの方が給与天引きでムリなく計画的な貯蓄ができます。財形年金預金と財形住宅預金を合算して550万円まで非課税です。
無利息型普通預金(決済用預金)	利息はつきません。預金保険制度により全額保護されます。
教育資金一括贈与専用口座	ご祖父母さま(贈与者)がお子さまやお孫さま(受贈者)に将来の教育資金として金融機関を通じて贈与した場合、受贈者一人につき、1,500万円までの贈与について贈与税非課税制度の専用口座としてご利用いただけます。
かわしん相続定期預金	金融機関等において相続手続き完了後1年以内で、相続された資金をお預けいただけるお客さまを対象に、通常の定期預金の金利を優遇いたします。但し、相続資金の範囲内となります。
後見支援預金	成年後見人が裁判所の報告書・指示書によって利用できる普通預金であり、成年後見人の財産を日常的に使用する金銭と普段使わない金銭については、裁判所の報告書・指示書がないと入金等の取引が出来ない仕組みです。

内国・外国為替業務

種 類	内 容
内国為替業務	当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより、送金・振込・代金取立等の為替サービスを迅速、確実に取扱っております。
外国為替業務	海外送金、輸出手形の買取・取立等を信金中央金庫の代理業(取次金庫)として取扱っております。
モアタイムシステムへの参加	全銀システム稼働時間の拡大に伴い、平成30年10月9日より、本支店・他金融機関あての即時振込の取扱い時間を拡大いたしました。インターネットバンキング、当金庫ATMからのお振込は、即時に振込発信し、ご指定のお受取人さまの口座へ入金されます。また、本支店・他金融機関からのお振込は当座預金を除き、原則として即時にご入金いたします。

融資業務

種類	内容	
法人のお客さま	事業に必要な運転資金や設備資金等、企業のライフステージに合わせてご利用いただける融資をお取扱いしております。	
かわしん創業・新事業支援融資「アロング」	新たに開業する方、または開業3年以内のお客さまを対象にご利用いただけます。	
かわしん「ビジネスフリーローン」	法人のお客さまを対象に20歳以上の代表者を連帯保証人とし事業性資金にご利用いただけます。	
創業・地域支援ローン	[創業支援ローン] 業歴2年未満のお客さまを対象にご利用いただけます。 [地域支援ローン] 業歴2年以上のお客さまを対象にご利用いただけます。	
かわしん地域提携型ビジネスローン「パートナー」	3年以上同一事業を営むお客さまを対象に無担保でご利用いただけます。	
かわしん企業再生支援融資「サポート」	お客さまの資金繰りの安定・円滑化のためにご利用いただけます。	
SDGs サポートローン「GOALs」	SDGsの実現を目指すお客さまを対象にご利用いただけます。埼玉県と連携して、埼玉県内の4信用金庫が合同・協力して創設した商品です。	
かわしん「当座貸越専用口座」	事業資金が必要なときに反復してご利用いただけます。	
埼玉県・市町村制度融資	お客さまのニーズに応じた県・各市町村の制度融資をお取扱いしております。	
保証協会制度	埼玉県信用保証協会・東京信用保証協会と連携し、各種商品をご用意しております。	
個人のお客さま	ライフステージに合わせたさまざまな融資をお取扱いしております。インターネットのみでお申込みからご契約手続きまで完結する商品もございます。	
就職	かわしんカードローン	専用のカードで、必要な時にお近くのATMからお引き出しできます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
	かわしんカーライフプラン	車の購入のほか、修理・車検・免許取得等にご利用いただけます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
結婚	かわしん教育プラン	入学金、授業料等にご利用いただけます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
	かわしん教育カードローン	教育資金専用のカードローンで、ご契約の融資限度額まで、ATMでのお借入れが可能です。在学期間中は利息のみの支払いで、卒業後から元金の返済が始まります。
	かわしん住宅ローン	住宅購入・新築増改築・住宅用土地購入資金等、また他金融機関からのお借換えにもご利用いただけます。
	かわしん住宅サポートローン	住宅購入のタイミングで発生する家具家電や自動車の購入資金、旧債返済資金としてご利用いただけます。
セカンドライフ	かわしん安心リフォームプラン「一家団欒」	太陽光発電設備・エコ使用設備設置を含むリフォーム・耐震リフォーム・バリアフリーリフォームにご利用いただけます。
	かわしんリバースモーゲージ	資金使途は自由でご自宅を担保に50歳以上80歳未満の方がご利用いただけます。
	かわしんフリーローン(しんきん・自由自在・スタートライン・マイスターⅡ・住宅サポートローンワイド)	資金使途は自由です。旧債返済資金、事業性資金としてご利用いただける商品もございます。WEB完結ローンのお取扱いもございます。
代理貸付	信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付業務をお取扱いしております。	

■ ローンご利用にあたっての留意事項

各商品によって利率、保証料、お借入限度額、お使いみち等が異なりますので、当金庫の窓口で十分にご確認の上ご利用ください。ご利用にあたりましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。



証券業務・保険業務

投資信託	お客さまの中・長期的、安定的な資産形成を実現するため、運用目的にあわせた、国内外の株式・債券・不動産等に運用するファンドや各種を組み合わせたバランス型ファンド等多様な商品を取り揃えております。
公共債	個人向け国債（変動金利型 10 年、固定金利型 3 年・5 年）をお取扱いしております。
保険	相続対策や病気・ケガへの備え、老後の生活費の準備等、さまざまなニーズにお応えするため、終身保険、定期保険、がん・医療保険、傷害保険、個人用火災保険（住宅ローン関連）、債務返済支援保険、自動車保険、企業総合補償保険をお取扱いしております。

サービス業務その他

種 類	内 容	
日本銀行歳入代理店業務	国税等の歳入金をお取扱いしております。	
公金の収納事務	県税、市税等の公金をお取扱いしております。	
地方税統一 QR コードによる地方税収納	地方税統一 QR コードが付された全国の地方税を納付できます。	
リースのご案内	機械設備等のリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内いたします。	
サッカーくじ toto 換金業務	各市にある 23 店舗でお取扱いしております。	
貸金庫	資産の安全な保管にご利用いただけます。	
CD キャッシング	しんきん VISA カード及び VISA ジャパン、しんきん JCB 及び JCB、UC、DC、MC 等各グループのカードキャッシングが現金自動受払機（ATM）でご利用いただけます。	
しんきんゼロネットサービス	お手持ちのキャッシュカードが全国の信用金庫の CD、ATM でご利用いただけます。平日 8:45 ~ 18:00 の入出金、一部の信用金庫を除いて土曜日 9:00 ~ 14:00 の入出金は、手数料が無料でご利用いただけます。	
デビットカード	お手持ちのキャッシュカードでショッピングができます。	
かわしんアンサーサービス	お客さまご指定の普通・当座預金の入出金明細、預金残高をパソコン、ファクシミリ、プッシュホンを通じてお知らせいたします。	
かわしんファームバンキングサービス（FB）	ご自宅や事務所で、振込・振替、残高照会・入出金明細照会・振込振替照会ができます。 ※本機能をご利用の場合は、別途、月額基本手数料がかかります。（令和 5 年 12 月 31 日サービス終了）	
かわしん自動振込サービス	毎月一定日に、お客さまが指定された金額を指定された受取口座あてに、一定期間継続して振込むサービスです。	
テレホンバンキング	フリーダイヤルを通じ残高照会、振込ができます。	
インターネットバンキング	パソコンからインターネットを通じて、残高照会、振込等ができます。	
	個人向けインターネットバンキング	法人および個人事業主向けインターネットバンキング
	振込サービス…即時振込、予約振込、振込予約・結果照会 照会サービス…残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会 セキュリティ…ソフトウェアトークン	振込サービス…都度振込、総合振込、給与・賞与振込、明細設定登録・照会 照会サービス…残高照会、入出金明細照会、取引状況照会 セキュリティ…電子証明書、ソフトウェアトークン
	※お申込においては、振込サービスと照会サービスをご利用できます。照会サービスのみのお申込、又は、振込サービスのみのお申込はできませんので、ご了承ください。	
フィッシュウォール	不正送金、フィッシング対策ソフト「フィッシュウォールプレミアム」（無料）をご利用いただけます。詳しくはホームページに記載されております。	
遺言信託業務	事業、財産、相続人等、遺される方を考慮した円満な相続を実現するため、遺言書の作成補助、保管、遺言の執行のお手伝いおよび、相続発生時の円滑な資金の受取や生前贈与をサポートいたします。（業務提携：信金中央金庫、ほがらか信託（株））	
こたら送金	株式会社こたらが提供するスマホアプリを用いた個人のお客さま向け小口送金サービスです。	
ネット口座振替受付サービス	お客さまの携帯電話、パソコンから収納機関（クレジット、生命保険、損害保険等）のインターネットサイトで、預金口座振替契約を締結するサービスです。	
Bank Pay	日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリを用いて銀行口座から直接お支払ができる QR 決済サービスです。	
でんさいサービス	（株）全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するサービスです。企業間取引等で発生した債権の支払に関し、パソコン等で電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に電子記録債権の発生・譲渡等を行うことができます。	
個人型確定拠出年金「iDeCo」の取扱い	東京海上日動火災保険（株）との業務委託契約に基づき、お取扱いを開始した個人型確定拠出年金（iDeCo）で、老後の生活資金形成のための商品です。	
インターネットバンキングにおける API サービス提供開始	法人向けインターネットバンキングにおいて、平成 31 年 2 月 4 日より API サービスの提供を開始いたしました。今回、当金庫が契約を締結している電子決済等代行業者はホームページに記載されております。	
バンキングアプリ	口座残高や入出金明細がいつでも、どこでも簡単に確認できるアプリです。ご利用申込はスマートフォンから行い、すぐにご利用ができます。ご利用申込後は、生体認証やアプリ専用のパスコード（4 桁数字）認証等で簡単にご利用できます。	

相談業務

■ 顧問相談会

毎月特定日に顧問弁護士、顧問税理士によるお客さま相談会を行っております。

■ 年金相談会

社会保険労務士によるお客さまの年金の手続き・お受け取り等についてのご相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。



主な手数料一覧

1. 為替手数料

(1) 振込手数料 (1件につき)

(税込)

種別	金額の区分	手数料			
		当庫同一店内	当庫本支店宛	他行宛	
電 信	ATM	5万円未満	無 料	110円	490円
		5万円以上	110円	220円	550円
	FBモバイルバンキング	5万円未満	無 料	110円	380円
		5万円以上	220円	220円	550円
	定額自動振込	5万円未満	110円	330円	600円
		5万円以上	330円	550円	770円
	窓 口	5万円未満	220円	220円	600円
		5万円以上	440円	440円	770円
	テレホンバンキング	5万円未満	無 料	110円	380円
		5万円以上	220円	220円	550円
	インターネットバンキング	5万円未満	無 料	無 料	270円
		5万円以上	無 料	無 料	440円
文 書	窓 口 (公金・付帯)	5万円未満	-	490円	
	5万円以上	-	-	660円	

※定額自動振込には、口座振替手数料が含まれております。
 ※ATMの他行キャッシュカードによる振込は、上記手数料のほかATM出金手数料がかかります。
 ※カードによる振込については、時間帯および土曜、日曜、祝日のカード利用手数料が、振込手数料にプラスされます。

(2) 代金取立手数料 (1件につき)

(税込)

種別	手数料
当金庫本支店宛	660円
他金融機関宛	

※割引手形・譲渡担保手形につきましても、上記手数料を頂きます。

(3) その他諸手数料 (1件または1通につき)

(税込)

種別	手数料
取立手形店頭呈示料 (所定の手数料を超える場合は実費)	1,100円
振込・送金の組戻手数料	1,100円
取立手形組戻手数料	1,100円
不渡返却手数料	1,100円
依頼返却手数料	1,100円
店頭返還手数料	1,100円
異議申立手数料	1,100円
税金 (東京都・埼玉県内区市町村) 取次手数料	440円

種別	内容	手数料
口座振替手数料 (家賃・駐車料等)	1件につき	110円
(// <学校自振>)	1件につき (振替件数)	<55円>
ファームバンキング基本手数料	月額 (1顧客)	1,100円
インターネットバンキング (法人用)	月額 (1顧客)	3,300円

種別	内容	手数料	
		自店内	本支店・他行
給与振込手数料	1件につき	無 料	220円

※法人向けインターネットバンキング (WEB-FB サービス) をご利用の場合は、自店内・本支店宛の振込手数料は無料です。

2. 預金関連手数料

(1) 自動機利用手数料

(税込)

種別	曜日	利用時間	手数料	
			出金取引	入金取引
当金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円	無 料
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~ 21:00	110円	無 料
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	無 料
		9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~ 17:00	110円	無 料
提携信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~ 21:00	110円	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円	110円
		9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~ 17:00	110円	110円
他行・ゆうちょカード	平日	8:00 ~ 8:45	220円	220円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	220円	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円	220円
		9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 17:00	220円	220円
日曜・祝日	8:00 ~ 17:00	220円	220円	

※当金庫のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまへ
 平成22年6月18日より利息制限法改正 (利息制限法施行令第2条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条 <平成19年11月公布>) に伴い「定期性総合口座貸越」取引及び「カードローン」取引のATM利用手数料が貸越等のご利用金額に応じて以下の通り変更となりました。

定期性総合口座貸越、カードローンご利用金額	ATM利用手数料 (消費税込)	法令で定められた制限
1万円以下	110円以下	110円以下
1万円超	220円以下	220円以下

(2) 手形・小切手発行手数料

(税込)

種別	内容	手数料
小切手帳	1冊 (50枚)	4,400円
約束手形帳	1冊 (50枚)	4,400円
為替手形帳	1冊 (25枚)	2,200円
手形貸付用約束手形	1枚につき	110円
専用約束手形 (マル専)	1枚につき	660円
自己宛小切手	1枚につき	1,100円

種別	内容	手数料
署名判登録・変更手数料	各々1件につき	5,500円
当座預金新規開設手数料	新規口座開設時	11,000円
マル専口座開設手数料	開設の都度	3,300円

(3) 再発行手数料

(税込)

種別	内容	手数料	
再発行	通帳・証書 (含保護預り証書)	1冊 (枚)	1,100円
	キャッシュカード	1枚	1,100円
	ローンカード	1枚	1,100円

※紛失、汚損、破損およびお客さまの要請による再発行が対象となります。

3. 融資関連手数料

(1) 不動産担保関連手数料(1契約につき)

(税込)

種別	内容	手数料	
新規設定 (含む担保譲受)	一般貸付	55,000円	
	住宅ローン	土地・建物同時設定の場合 追加担保がある場合	33,000円 49,500円
	住宅ローン(マンション)	—	44,000円
極度・順位変更	一般貸付	44,000円	
債務者の変更	一般貸付・住宅ローン	債務引受の他、氏名(改姓)・住所(転居)等の変更を含む	5,500円
追加担保	一般貸付	当初契約と一体となる条件履行のための追加担保	16,500円
	—	上記以外	33,000円
担保差替え	一般貸付	—	55,000円
全部抹消・一部抹消	一般貸付・住宅ローン	設定契約書1件ごと・一部抹消はその都度	5,500円
担保抹消立会い	一般貸付・住宅ローン	—	5,500円の加算
複数物件設定・変更・抹消	一般貸付	法務局の異なる共担物件(1ヶ所毎)	5,500円の加算
遠隔地物件設定	一般貸付	当金庫地区外の場合(手数料の他別途費用をいただく場合があります。)	5,500円の加算
担保譲渡	一般貸付	—	22,000円
金庫の同意書	一般貸付・住宅ローン	開発許可、道路位置指定に伴う金庫の同意書、印鑑証明の交付	11,000円

* 登記留保・仮登記についても対象となります。
* 担保権の金額に関係なく手数料は必要です。
* SMBC 信用保証付住宅ローンについては、上記手数料は不要です。
* 一般貸付にはかわしんリバースモーゲージを含みます。
* 金庫の同意書は地方公共団体等公共機関から直接求められたものは除く。

(2) 住宅ローン*1 関連手数料(1件につき)

(税込)

種別	内容	手数料
事務取扱手数料	取扱手数料(全国保証・保証料一括払い)*2	110,000円
	取扱手数料(全国保証・保証料分割払い)	55,000円
	取扱手数料(全国保証以外)	55,000円
一部繰上返済・繰上完済	固定金利特約期間中の場合	33,000円
	上記以外	5,500円
条件変更*3	期限の延長・返済金額の変更(元金据置含む)・利払いの変更・金利(利率)の変更・債務者の変更・連帯保証人の変更等	5,500円
固定金利選択型住宅ローンの固定金利特約期間終了時における金利再設定・変更	固定金利 → 固定金利	5,500円
	変動金利 → 固定金利	5,500円

*1 住宅ローンには無担保住宅ローンを含みます。
*2 全国保証の手数料55,000円を含みます。
*3 1件につき複数の条件変更が重なった場合の手数料は5,500円です。

(3) 事業性融資関連手数料(代理貸付は除く)(1件につき)

(税込)

種別	内容	手数料
貸貸収益物件融資事務取扱手数料	—	55,000円
一部繰上返済・繰上完済*1	—	5,500円
条件変更*2	期限の延長・返済金額の変更(元金据置含む)・利払いの変更・金利(利率)の変更・債務者の変更・連帯保証人の変更等	5,500円
固定金利特約期間終了時における金利再設定・変更	固定金利 → 固定金利	5,500円
固定金利特約期間終了前における期限前弁済等に関する特約付融資*3	変動金利 → 固定金利	5,500円
特約書対応	特約書対応	—

*1 以下の融資は対象外です。
① 借換による返済・プロジェクト資金
② 地方公共団体が金利を定めている制度資金、川口市・埼玉県中小企業共済協会保証付融資
③ 国・地方公共団体向けの貸出、国・地方公共団体が出資する法人・独立行政法人・公社等向け融資
④ シンジケートローン・預金担保付融資(特定担保)
*2 以下の融資は対象外です。
① 地方公共団体が金利を定めている制度資金(利子補給期限経過後も含む)、川口市・埼玉県中小企業共済協会保証付融資
② 国・地方公共団体向けの貸出、国・地方公共団体が出資する法人・独立行政法人・公社等向け融資
*3 1件につき複数の条件変更が重なった場合の手数料は5,500円です。
* 手形貸付における期日延長(手形の書替)は対象外です。
* 3 期限前弁済等に関する特約書の条項に従います。(平成24年10月1日より取扱開始)

(4) 消費者ローン(除く住宅ローン) 関連手数料(1件につき)

(税込)

種別	内容	手数料
「かわしんリバースモーゲージ」事務取扱手数料	—	貸越極度額の1.65%

4. フラット35 融資手数料

(税込)

利用タイプ	内容	手数料
単独利用タイプ	A型	33,000円
	B型	融資金額×1.87%
当金庫住宅ローン併用タイプ	C型	55,000円

5. その他諸手数料

(1) 貸金庫利用手数料

(税込)

種別	内容	手数料
貸金庫	第一種	年額 13,200円
	第二種	年額 16,500円
	第三種	年額 22,000円
	簡易貸金庫	年額 13,200円
全自動型貸金庫	A型	年額 16,500円
	B型	年額 26,400円
	C型	年額 39,600円
全自動型貸金庫カード発行、鍵代	—	5,500円
使用者が保管する正鍵の破損または紛失による再調製費用	—	実費+1,100円

* 貸金庫の利用料は1年分を前納といたします。
* 期の途中で契約の場合、契約時に契約月の属する月を1ヶ月として、その月から月額計算いたします。

(2) 夜間金庫利用手数料

(税込)

種別	内容	手数料
夜間金庫	年額	52,800円
貸与品(鍵・錠等)の破損又は紛失による修理・再調製費用	—	実費+1,100円

(3) でんさいネットサービス利用手数料

(税込)

項目	インターネット・窓口共通		
基本手数料・契約料金	無料		
種別	負担者	インターネット	窓口・代行
発生記録(債務者請求)	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
発生記録(債権者請求)	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
譲渡記録	当金庫宛	165円	165円
	他行宛	220円	220円
分割譲渡記録	当金庫宛	330円	440円
	他行宛	440円	660円
特別開示(書面)	請求者	—	2,310円
残高証明書(都度発行)	請求者	—	3,410円
残高証明書(定例発行)	請求者	—	1,650円
単独保証記録	請求者	165円	220円
変更記録	(オンライン)	請求者	165円
	(書面)	—	1,320円
支払等記録(口座間送金決済以外)	(オンライン)	請求者	165円
	(書面)	—	220円
訂正・回復	請求者	—	1,320円
訂正内容が煩雑なもの	—	—	作業実費
支払不能通知の訂正(書面)	請求者	—	2,310円
支払不能通知の取消(書面)	請求者	—	2,310円
支払不能情報照会(書面)	請求者	—	2,310円
口座間送金決済委託手数料(入金)	債権者	無料	無料
でんさい割引	事務手数料	請求者	220円
	支払不能でんさい返却	請求者	660円
	でんさい依頼返却	請求者	660円
	期日前でんさい買戻	請求者	660円
貸倒引当金繰入事由に係る証明書	請求者	—	1,100円
中小企業倒産防止	取引停止処分証明書	—	1,100円
共済制度に係る	災害による支払不能証明依頼書	請求者	—
証明書発行請求	請求者	—	1,100円
特定記録機関変更記録	請求者	—	5,500円

* (—) 表示につきましては「書面」扱いにて、窓口扱いの手数料となります。

(4) 両替手数料(紙幣及び硬貨)

(税込)

種別	内容	手数料
円貨両替・払出	10枚以下(口座あり、無しに関わらず)	無料
	11枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

* 持込、支払いの多い方を基準といたします。
* 新たに発行される記念硬貨の両替(交換)につきましては無料です。
* 新券両替(同一金庫を含む)、発行済記念硬貨の両替、汚損・変形硬貨の両替につきましては取扱枚数に応じた手数料をいただきます。(汚損・変形硬貨はお受けできません)
* お届け分の両替につきましても上記手数料をいただきます。

(5) 硬貨入金整理手数料

(税込)

種別	内容	手数料
硬貨入金	50枚以下	無料
	51枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

* 持込金額が不明のままお預かりする場合は、1日に複数回に分けた取り合算した枚数となります。
* 預金口座入金、為替取引、税金等の硬貨取引枚数に上記手数料をいただきます。(汚損・変形硬貨はお受けできません)
* お届け分の両替につきましても上記手数料をいただきます。

(6) 金種指定払戻手数料(紙幣および硬貨)

(税込)

種別	内容	手数料
金種指定及び新券指定の場合	10枚以下	無料
	11枚～500枚以下	550円
	501枚～1,000枚以下、以降500枚毎に550円を加算	1,100円

* 金種指定払戻とは、預金の払戻等のお手続きにおいて、硬貨や紙幣の種類・枚数を指定する取引です。
* 金種を指定しない払戻は無料です。
* 新券指定についても取扱枚数に含みます。
* 1日に複数回に分けた金種指定払戻も合算した枚数となります。
* お届け分の両替につきましても上記手数料をいただきます。

(7) 現金届手数料

(税込)

種別	内容	手数料
現金届手数料	1回	1,100円

(8) 諸手数料

(税込)

種別	内容	手数料
残高証明発行手数料(電算出力対応分)	預金・融資・公共債・投資信託の各種1件毎	440円
残高証明書発行手数料(監査法人用・英文・手書用)	監査法人用・英文・手書用	2,200円
残高証明書自動発行手数料	預金・融資の各種1件毎	440円
返済予定表再発行手数料	1件	220円
割賦金返済履歴発行手数料	1枚	220円
住宅控除用年末残高証明書発行手数料	1通	220円
融資証明発行手数料	1通	3,300円
支払利息証明発行手数料(都度発行)	1通	440円
支払利息証明発行手数料(登録発行)	1通	440円
民法第909条の2に基づく遺産分割前の相続預金の払戻しに係る証明書	1通	1,100円
取引履歴作成手数料	1口座1ヶ月毎	220円
為替取引明細発行手数料(インターネットバンキングによる振込明細表)	1回	440円
為替取引明細発行手数料	振込1件毎	220円
両替機利用手数料	カード発行手数料・再発行手数料	2,200円
個人情報開示基本手数料	年間利用料	26,400円
個人情報開示復写手数料	1回の開示請求につき	550円
破産管財人口座開設手数料	開示文書1通につき	22円
破産管財人口座開設手数料	1件毎	3,300円
相続管理人口座開設手数料	1件毎	3,300円
代理人カード発行手数料(2枚目のカード発行)	1件毎	1,100円

* 本表の手数料は、消費税10%を含んだ金額です。
* 外国為替手数料は、「外国為替取次金庫用外国為替金庫手数料便覧」(信金中央金庫制定)の金額となります。

経営資料編

【単体財務諸表】…………… 40

貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
監査法人による監査
理事長による確認
単体財務諸表の注記事項
報酬体系について

【主要な業務の状況を示す指標】…………… 47

総資産経常利益率及び総資産当期純利益率
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益
及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高
利息、利回り及び資金利鞘
受取利息及び支払利息の増減
預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

【預金に関する指標】…………… 49

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高
預金会員・会員外別残高
預金科目別残高
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
預金人格別残高

【貸出金等に関する指標】…………… 50、51

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
用途別の貸出金残高
貸出金会員・会員外別残高
消費者ローン・住宅ローン残高
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
貸倒引当金期末残高及び期中増減額
貸出金償却額

【有価証券等に関する指標】…………… 52

有価証券の種類別の平均残高
有価証券の時価情報
有価証券の残存期間別残高
金銭の信託の時価情報
デリバティブ取引

【自己資本の充実の状況】…………… 54

自己資本の構成に関する開示事項
自己資本の充実度に関する事項
信用リスクに関する事項
信用リスク削減手法に関する事項
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
証券化エクスポージャーに関する事項
出資等エクスポージャーに関する事項
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度末	令和5年度末
現金	6,196	7,268
預け金	239,275	276,968
買入金銭債権	268	188
有価証券	224,943	207,649
国債	36,796	34,449
地方債	28,742	27,733
社債	77,413	67,136
株式	2,372	2,779
その他の証券	79,619	75,550
貸出金	532,394	556,173
割引手形	7,315	9,229
手形貸付	13,526	12,454
証書貸付	502,891	525,218
当座貸越	8,661	9,270
その他資産	5,607	6,876
未決済為替貸	496	714
信金中金出資金	3,444	4,824
未収収益	1,439	1,146
その他の資産	226	189
有形固定資産	12,737	12,366
建物	4,681	4,434
土地	7,250	7,250
リース資産	4	1
その他の有形固定資産	800	679
無形固定資産	173	314
ソフトウェア	138	279
その他の無形固定資産	35	34
前払年金費用	884	1,018
繰延税金資産	1,577	1,695
債務保証見返	1,229	1,124
貸倒引当金	△ 1,972	△ 1,707
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,128	△ 1,199
資産の部合計	1,023,316	1,069,936

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度末	令和5年度末
預金積金	967,365	1,022,381
当座預金	18,032	22,847
普通預金	527,192	550,528
貯蓄預金	2,773	2,667
通知預金	80	149
定期預金	397,189	425,254
定期積金	17,862	16,723
その他の預金	4,234	4,210
借入金	1,464	1,285
借入金	1,464	1,285
コールマネー	9,636	—
その他負債	1,894	2,626
未決済為替借	397	911
未払費用	323	365
給付補填備金	3	2
未払法人税等	145	318
前受収益	153	187
払戻未済金	7	10
払戻未済持分	11	12
職員預り金	547	508
リース債務	4	1
資産除去債務	89	89
その他の負債	209	218
賞与引当金	253	247
役員退職慰労引当金	284	340
睡眠預金払戻損失引当金	241	249
偶発損失引当金	78	84
その他の引当金	13	19
債務保証	1,229	1,124
負債の部合計	982,461	1,028,360
(純資産の部)		
出資金	2,129	2,124
普通出資金	2,129	2,124
利益剰余金	42,229	43,261
利益準備金	2,130	2,129
その他利益剰余金	40,099	41,132
特別積立金	36,380	37,380
当期末処分剰余金	3,719	3,752
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	44,358	45,386
その他有価証券評価差額金	△ 3,503	△ 3,810
評価・換算差額等合計	△ 3,503	△ 3,810
純資産の部合計	40,855	41,575
負債及び純資産の部合計	1,023,316	1,069,936

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	11,002,763	11,178,143
資金運用収益	9,116,191	9,339,831
貸出金利息	5,312,998	5,944,524
預け金利息	626,512	781,826
有価証券利息配当金	2,259,409	2,095,027
その他の受入利息	917,271	518,452
役務取引等収益	1,252,319	1,271,093
受入為替手数料	503,039	511,656
その他の役務収益	749,280	759,436
その他業務収益	504,761	147,971
国債等債券売却益	350,147	—
その他の業務収益	154,613	147,971
その他経常収益	129,491	419,247
貸倒引当金戻入益	53,528	182,732
償却債権取立益	783	731
株式等売却益	44,410	234,972
その他の経常収益	30,768	811
経常費用	9,495,719	9,595,325
資金調達費用	122,654	168,130
預金利息	112,524	154,216
給付補填備金繰入額	1,396	1,072
借入金利息	4,907	4,350
その他の支払利息	3,826	8,491
役務取引等費用	1,154,597	1,268,315
支払為替手数料	125,629	127,715
その他の役務費用	1,028,967	1,140,600
その他業務費用	497,520	300,441
国債等債券売却損	9,580	—
国債等債券償還損	480,490	296,496
その他の業務費用	7,450	3,945
経費	7,526,538	7,607,904
人件費	4,836,323	4,822,264
物件費	2,348,840	2,452,250
税金	341,374	333,389
その他経常費用	194,408	250,532
貸出金償却	77	387
株式等売却損	5,461	62,012
その他の経常費用	188,869	188,132
経常利益	1,507,043	1,582,818

(次のページに続きます)

(単位：千円)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
特別損失	7,012	62,683
固定資産処分損	6,375	2,678
減損損失	636	60,005
税引前当期純利益	1,500,031	1,520,134
法人税、住民税及び事業税	293,792	445,551
法人税等調整額	71,425	△ 601
法人税等合計	365,217	444,950
当期純利益	1,134,814	1,075,184
繰越金（当期首残高）	2,584,208	2,677,051
当期末処分剰余金	3,719,022	3,752,236

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 4 年度	令和 5 年度
当期末処分剰余金	3,719,022	3,752,236
積立金取崩額	520	5,625
利益準備金限度超過取崩額	520	5,625
剰余金処分量	1,042,490	1,063,639
普通出資に対する配当金	(年 2%) 42,490	(年 3%) (うち記念配当年 1%) 63,639
特別積立金	1,000,000	1,000,000
繰越金（当期末残高）	2,677,051	2,694,221

令和 5 年 6 月 27 日開催の第 100 期通常総代会及び、令和 6 年 6 月 24 日開催の第 101 期通常総代会で報告を行った令和 4 年度及び令和 5 年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書については、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、東陽監査法人による監査を受けております。

令和 5 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和 6 年 6 月 25 日

川口信用金庫

理事長 飯田 雅弘

単体財務諸表の注記事項

貸借対照表関係

(注記)

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 39年～50年
その他 3年～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間5年に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額は零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却、引当基準により、次のとおり計上しております。破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先の債務者で担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利息率で割引いた金額と担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した債権額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去10算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店、融資部管理課及び2次査定融資部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定の検証担当者(資産検証部署)が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、上記の引当のほかゴルフ会員権に対して、0百万円を計上しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。過去勤務費用:その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理(又は損益処理)数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理(又は損益処理)

また、当金庫は複数事業主により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
 - ①年金資産の額 1,680,937百万円
 - ②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
 - 差引額(①-②) -89,255百万円

- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分) 0.6973%

- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間

19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金128百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
14. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金 1,707百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (2) 繰延税金資産 1,976百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

将来の事業計画策定における主要な仮定について、収益項目や費用項目については過去の貸出金利の情勢や経費の削減効果等を考慮して算定しており、また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢等を基に見積りしております。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,465百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 11,361百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,203百万円
危険債権額	4,561百万円
三月以上延滞債権額	8百万円
貸出条件緩和債権額	2,205百万円
合計額	9,978百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,229百万円であり、

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	24,175 百万円
預け金	3,500 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	327 百万円
借入金	1,285 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金 40,000 百万円を差し入れており、また当座借越取引の担保として、預け金 20,200 百万円を差し入れております。

21. 出資 1 口当たりの純資産額 9,786 円 63 銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び政策保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクがあり、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクもあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出基本規程及び統合的リスク管理規程・信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査課・管理課により行われ、また、ALM 委員会でも協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会でも協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM 委員会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成 26 年金融庁告示第 8 号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト (指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる) が生じた場合、時価は 18,644 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります (時価等の評価技法 (算定方法) については (注 1) 参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	276,968	275,612	△ 1,356
(2) 有価証券 その他有価証券	207,531	207,531	-
(3) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	556,173 △ 1,705		
	554,467	557,958	3,390
金融資産計	1,038,968	1,041,002	2,034
(1) 預金積金	1,022,381	1,022,547	166
金融負債計	1,022,381	1,022,547	166

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 24. から 26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価としております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	117
信金中央金庫出資金 (*)	4,824
合 計	4,942

(*) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金	133,968	67,000	16,500	59,500
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	11,970	64,926	36,948	70,066
貸出金 (*)	74,290	151,011	119,698	197,319
合 計	220,228	282,937	173,146	326,885

(*) 貸出金のうち、期間の定めがないもの等は含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	984,190	38,095	-	96
合計	984,190	38,095	-	96

(*) 預金積金のうち、要求払預金等、返済予定額が見込めないものは「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	2,619	1,582	1,036
	債 券	30,321	29,434	886
	国 債	6,555	6,263	291
	地方債	12,727	12,271	455
	社 債	11,038	10,899	139
	その他	18,194	17,499	694
	小 計	51,134	48,516	2,618
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	42	49	△ 6
	債 券	98,998	104,239	△ 5,241
	国 債	27,894	30,650	△ 2,756
	地方債	15,006	15,875	△ 869
	社 債	56,097	57,713	△ 1,615
	その他	57,356	59,994	△ 2,638
	小 計	156,396	164,283	△ 7,886
合計		207,531	212,799	△ 5,268

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	608	137	38
債 券	-	-	-
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	1,894	97	23
合計	2,503	234	62

26. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、70,158百万円であります。

このうち契約残存期間が1年以内のものが27,801百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	300百万円
役員退職慰労引当金	94百万円
減価償却超過額	17百万円
賞与引当金	68百万円
減損損失	547百万円
その他有価証券評価差額金	1,457百万円
その他	269百万円
繰延税金資産小計	2,755百万円
評価性引当額	△ 778百万円
繰延税金資産合計	1,976百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	281百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	281百万円
繰延税金資産の純額	1,695百万円

29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じた債権の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は15百万円であります。

損益計算書関係

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益 252円60銭
- その他の経常費用には、責任共有制度負担金81,539千円、預金払戻引当金繰入額48,050千円を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
川口市外	営業用店舗2店舗	建物等	60,005千円

営業用店舗については、各支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店をグループの最小単位としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下により、資産グループ2ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額60,005千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、処分費用見込額を控除して算定しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は1,271,093千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行人手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法・支払時期等の事項を規程で定めております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払い総額
対象役員に対する報酬等	240

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」175百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」56百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）です。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

利鞘

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
総資金利鞘	0.14	0.14
資金運用利回	0.90	0.90
資金調達原価率	0.76	0.76

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

資金運用利回 = 資金運用収益 ÷ 資金運用勘定平残 × 100

資金調達原価率 = (資金調達費用 - 金銭の信託見合費用 + 経費) ÷ 資金調達勘定平残 × 100

利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.14	0.14
総資産当期純利益率	0.10	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	8,993,537	9,171,700
資金運用収益	9,116,191	9,339,831
資金調達費用	122,654	168,130
役務取引等収支	97,722	2,777
役務取引等収益	1,252,319	1,271,093
役務取引等費用	1,154,597	1,268,315
その他業務収支	7,240	△ 152,469
その他業務収益	504,761	147,971
その他業務費用	497,520	300,441
業務粗利益	9,098,500	9,022,008
業務粗利益率	0.89	0.87

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	1,628,701	1,472,083
実質業務純益	1,628,701	1,472,083
コア業務純益	1,768,623	1,768,579
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,684,172	1,768,579

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位 残高：百万円、利息：千円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,011,242	9,116,191	0.90	1,035,915	9,339,831	0.90
うち貸出金	519,621	5,312,998	1.02	545,130	5,944,524	1.09
うち預け金	252,035	626,512	0.24	263,203	781,826	0.29
うち有価証券	235,836	2,259,409	0.95	223,901	2,095,027	0.93
資金調達勘定	987,264	122,654	0.01	1,009,961	168,130	0.01
うち預金積金	960,815	113,920	0.01	998,803	155,289	0.01
うち借入金	1,533	4,907	0.31	1,354	4,350	0.32

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (令和4年度 2,605 百万円、令和5年度 1,548 百万円) を、控除して表示しております。
2. 資金運用勘定の利息及び利回りは貸出金に伴う利子補給金 (その他の受入利息) 「令和4年度 810,128 千円、令和5年度 424,601 千円」を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	228,827	△ 185,180	43,647	223,640	-	223,640
うち貸出金	204,440	-	204,440	268,189	363,337	631,526
うち預け金	10,144	255,075	265,219	28,764	126,549	155,313
うち有価証券	△ 13,047	△ 314,408	△ 327,455	△ 112,520	△ 51,862	△ 164,382
支払利息	9,919	-	9,919	45,476	-	45,476
うち預金積金	9,841	-	9,841	41,369	-	41,369
うち借入金	△ 572	△ 12	△ 584	△ 574	17	△ 557

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 受取利息の利率による増減及び純増減は貸出金に伴う利子補給金 (その他の受入利息) の増減額 (令和4年度△ 96,245 千円、令和5年度△ 385,526 千円) を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預貸率・預証率

(単位：%)

	令和4年度		令和5年度	
	期末	期中	期末	期中
預貸率	55.03	54.08	54.39	54.57
預証率	23.25	24.54	20.31	22.41

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	536,928	554,522
うち有利利息預金	494,715	506,663
定期性預金	420,911	441,209
うち固定金利定期預金	402,665	423,942
うち変動金利定期預金	10	10
その他	2,975	3,071
小計	960,815	998,803
譲渡性預金	—	—
合計	960,815	998,803

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金。
 4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金。
 5. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

預金会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
会員	329,358	348,804
会員外	638,007	673,577
合計	967,365	1,022,381

預金科目別残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当座預金	18,032	22,847
普通預金	527,192	550,528
貯蓄預金	2,773	2,667
通知預金	80	149
別段預金	3,825	3,723
納税準備預金	408	486
定期預金	397,189	425,254
定期積金	17,862	16,723
外貨預金	—	—
合計	967,365	1,022,381

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
固定金利定期預金	397,177	425,242
変動金利定期預金	10	10
その他	1	1
合計	397,189	425,254

預金人格別残高

(単位：口数：口、残高：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	口数	残高	口数	残高
個人	642,934	729,604	628,645	754,888
一般法人	41,259	159,619	40,599	182,231
地方公共団体	903	77,953	735	85,094
金融機関	52	187	27	167
合計	685,148	967,365	670,006	1,022,381

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	13,219	13,495
証書貸付	491,989	515,506
当座貸越	7,497	8,634
割引手形	6,915	7,494
合計	519,621	545,130

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
固定金利貸出金	180,661	173,827
変動金利貸出金	351,733	382,346
合計	532,394	556,173

貸出金担保別残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	5,281	5,995
有価証券	4	—
不動産	101,872	103,595
信用保証協会・信用保険	193,675	201,546
保証	126,614	140,535
信用	104,924	104,501
その他	22	—
合計	532,394	556,173

貸出金使途別残高

(単位：百万円、構成比：%)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	324,732	60.9	353,725	63.5
運転資金	207,662	39.0	202,447	36.4
合計	532,394	100.0	556,173	100.0

貸出金会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
会員	470,390	492,875
会員外	62,004	63,297
合計	532,394	556,173

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
住宅ローン	222,668	251,900
カードローン	3,326	3,533
個人ローン	7,349	7,471
教育ローン	562	566
自動車ローン	2,640	2,991
合計	236,547	266,462

債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	9	1
不動産	1,054	1,008
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	151	102
信用	13	12
合計	1,229	1,124

貸出金業種別内訳

(単位 貸出先数：先、残高：百万円、構成比：%)

	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	1,428	36,679	6.9	1,311	35,154	6.3
農業、林業	6	23	0.0	6	11	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2,454	50,589	9.5	2,444	48,684	8.8
電気、ガス、熱供給、水道業	1	34	0.0	1	14	0.0
情報通信業	60	446	0.1	64	466	0.1
運輸業、郵便業	356	14,042	2.6	354	13,468	2.4
卸売業、小売業	1,257	25,710	4.8	1,240	24,610	4.4
金融業、保険業	36	16,134	3.0	32	15,152	2.7
不動産業	908	78,925	14.8	912	77,856	14.0
（うち市町村公社）	1	430	0.0	1	431	0.0
物品賃貸業	17	1,435	0.3	16	1,084	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	157	1,477	0.3	159	1,437	0.3
宿泊業	2	8	0.0	3	36	0.0
飲食業	425	3,479	0.7	421	3,259	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	273	4,877	0.9	272	4,692	0.8
教育、学習支援業	56	2,032	0.4	50	1,764	0.3
医療、福祉	264	6,726	1.3	261	6,398	1.2
その他のサービス	859	10,157	1.9	821	8,958	1.6
小計	8,559	252,781	47.5	8,367	243,051	43.7
地方公共団体	16	38,551	7.2	16	42,431	7.6
個人（住宅・消費・納税資金等）	19,019	241,062	45.3	19,507	270,689	48.7
合計	27,594	532,394	100.0	27,890	556,173	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	730	844	—	730	844
	令和5年度	844	508	—	844	508
個別貸倒引当金	令和4年度	1,461	1,128	166	1,295	1,128
	令和5年度	1,128	1,199	82	1,045	1,199
合計	令和4年度	2,192	1,972	166	2,026	1,972
	令和5年度	1,972	1,707	82	1,889	1,707

貸出金償却

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	77	387

有価証券等に関する指標

有価証券残高及び平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	平均残高	残高	平均残高
国債	36,796	39,526	34,449	37,801
地方債	28,742	29,622	27,733	28,471
社債	77,413	81,014	67,136	74,253
株式	2,372	1,867	2,779	1,637
外国証券	65,709	65,369	63,332	67,408
投資信託	13,909	18,435	12,218	14,328
その他の証券	—	—	—	—
合計	224,943	235,836	207,649	223,901

(注) 商品有価証券については該当ありません。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券・・・該当ありません。
2. 満期保有目的の債券・・・該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・該当ありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,777	1,209	567	2,619	1,582	1,036
	債券	48,113	46,785	1,328	30,321	29,434	886
	国債	10,461	9,976	484	6,555	6,263	291
	地方債	14,119	13,515	604	12,727	12,271	455
	社債	23,533	23,293	239	11,038	10,899	139
	その他	17,772	17,072	700	18,194	17,499	694
	小計	67,663	65,067	2,595	51,134	48,516	2,618
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	478	546	△ 67	42	49	△ 6
	債券	94,837	98,530	△ 3,693	98,998	104,239	△ 5,241
	国債	26,335	27,987	△ 1,652	27,894	30,650	△ 2,756
	地方債	14,622	15,309	△ 687	15,006	15,875	△ 869
	社債	53,879	55,233	△ 1,353	56,097	57,713	△ 1,615
	その他	61,846	65,524	△ 3,678	57,356	59,994	△ 2,638
小計	157,162	164,601	△ 7,439	156,396	164,283	△ 7,886	
合計	224,826	229,669	△ 4,843	207,531	212,799	△ 5,268	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

内 容	令和4年度 貸借対照表計上額	令和5年度 貸借対照表計上額
非上場株式	117	117
信金中央金庫出資金	3,444	4,824

有価証券の残存期間別残高

令和4年度

(単位：百万円)

内 容	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1,003	11	—	3,154	3,139	30,655	—	37,964
地方債	312	1,826	2,071	3,901	3,650	17,061	—	28,824
社債	11,873	18,258	20,757	5,382	8,267	13,987	—	78,527
株式	—	—	—	—	—	—	1,873	1,873
外国証券	2,700	11,991	13,122	15,279	8,155	4,278	11,996	67,525
その他の証券	—	—	—	3,900	1,500	—	9,671	15,071

令和5年度

(単位：百万円)

内 容	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1	9	1,035	3,145	2,072	30,649	—	36,914
地方債	1,003	1,830	3,162	3,491	3,665	14,994	—	28,146
社債	9,417	19,910	12,239	8,780	5,407	12,857	—	68,612
株式	—	—	—	—	—	—	1,748	1,748
外国証券	4,755	9,427	21,245	7,100	6,426	3,500	11,996	64,450
その他の証券	—	—	—	2,630	1,500	—	8,913	13,043

(注) 残存期間別残高は取得原価で表示しております。

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託・・・該当ありません。
2. その他の金銭の信託・・・該当ありません。
3. 満期保有目的の金銭の信託・・・該当ありません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引・・・該当ありません。
2. 通貨関連取引・・・該当ありません。
3. 株式関連取引・・・該当ありません。
4. 債券関連取引・・・該当ありません。
5. 商品関連取引およびクレジットデリバティブ取引・・・該当ありません。

自己資本の充実の状況

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,316	45,322
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,129	2,124
うち、利益剰余金の額	42,229	43,261
うち、外部流出予定額 (△)	42	63
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	922	593
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	922	593
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,239	45,915
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	173	314
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	173	314
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	640	736
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	813	1,050
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	44,425	44,864
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	387,306	393,959
資産 (オン・バランス) 項目	385,871	392,871
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,725	△ 300
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,725	△ 300
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	1,434	1,087
CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,788	17,425
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	405,094	411,384
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.96%	10.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	387,306	15,492	393,959	15,758
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	370,019	14,800	376,019	15,040
ソブリン向け	964	38	910	36
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	53,883	2,155	52,382	2,095
法人等向け	82,047	3,281	77,519	3,100
中小企業等向け及び個人向け	104,667	4,186	119,027	4,761
抵当権付住宅ローン	17,999	719	17,153	686
不動産取得等事業向け	75,778	3,031	76,024	3,040
三月以上延滞等	1,490	59	894	35
取立未済手形	99	3	142	5
信用保証協会等による保証付	3,002	120	2,930	117
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,504	60	1,428	57
出資等のエクスポージャー	1,504	60	1,428	57
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	28,583	1,143	27,605	1,104
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,875	115	500	20
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,486	139	4,866	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,205	48	1,299	51
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	21,016	840	20,940	837
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	19,012	760	18,239	729
ルック・スルー方式	19,012	760	18,239	729
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,725	△ 69	△ 300	△ 12
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,788	711	17,425	697
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	405,094	16,203	411,384	16,455

(注) 1. 所要自己資本の額 = 信用リスクアセットの額 × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、我が国又は外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. オフ・バランス取引は「イ①上記以外」に含めております。

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

< 業種別及び残存期間別 >

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券				デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	国内	国内	国外	国外	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	70,977	70,939	36,679	35,154	25,413	22,040	8,885	13,744	—	—	310	305
農業、林業	23	11	23	11	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	52,588	51,884	50,589	48,684	1,999	2,900	—	300	—	—	129	210
電気、ガス、熱供給、水道業	14,052	14,019	34	14	14,018	14,005	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,545	1,766	446	466	1,099	800	—	500	—	—	—	—
運輸業、郵便業	20,807	21,129	14,042	13,468	2,211	1,807	4,554	5,854	—	—	146	266
卸売業、小売業	36,821	30,716	25,710	24,610	3,911	2,806	7,200	3,300	—	—	304	295
金融業、保険業	291,722	322,993	16,134	15,152	4,381	3,882	28,486	22,165	—	—	—	—
不動産業	86,207	82,921	78,925	77,856	6,482	4,265	800	800	—	—	529	0
物品賃貸業	1,435	1,084	1,435	1,084	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,477	1,437	1,477	1,437	—	—	—	—	—	—	—	4
宿泊業	8	36	8	36	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,479	3,259	3,479	3,259	—	—	—	—	—	—	3	5
生活関連サービス業、娯楽業	4,877	4,692	4,877	4,692	—	—	—	—	—	—	0	—
教育、学習支援業	2,032	1,764	2,032	1,764	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6,726	6,398	6,726	6,398	—	—	—	—	—	—	6	3
その他のサービス	10,657	9,158	10,157	8,958	500	200	—	—	—	—	51	52
国・地方公共団体等	129,452	129,185	38,551	42,431	85,297	80,963	5,603	5,790	—	—	—	—
個人	241,062	270,689	241,062	270,689	—	—	—	—	—	—	248	251
その他	41,080	39,644	1,229	1,124	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,017,040	1,063,739	533,624	557,297	145,316	133,673	55,528	52,454	—	—	1,729	1,395
1年以下	63,937	69,733	18,471	21,470	13,189	10,422	2,700	4,755	—	—	—	—
1年超3年以下	194,311	162,587	19,508	13,631	20,096	21,751	11,991	9,427	—	—	—	—
3年超5年以下	60,062	61,545	23,870	21,761	22,829	16,436	13,122	21,245	—	—	—	—
5年超7年以下	58,166	52,549	28,448	30,032	12,437	15,417	15,279	7,100	—	—	—	—
7年超10年以下	108,336	155,808	79,623	72,237	15,057	11,145	8,155	6,426	—	—	—	—
10年超	479,294	509,271	353,811	387,770	61,705	58,501	4,278	3,500	—	—	—	—
期間の定めのないもの	52,931	53,560	9,890	10,395	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,017,040	1,065,056	533,624	557,297	145,316	133,673	55,528	52,454	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、買入金銭債権、その他資産、有形・無形固定資産、繰延税金資産、債券以外の有価証券およびオフ・バランス取引が含まれます。

4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 有価証券等は資本直入前、貸出金等は引当金控除前で集計しております。

6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……51 ページ参照

八．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	334	239	44	11	77	14	62	61	239	174	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	281	280	36	25	28	18	9	7	280	279	0	0
電気、ガス、 熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	141	158	32	108	4	0	10	1	158	264	—	0
卸売業、小売業	283	277	6	0	8	30	3	3	277	245	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	250	39	1	13	25	0	186	23	39	29	—	—
物品賃貸業	20	12	—	—	—	—	8	2	12	9	—	—
学術研究、 専門・技術サービス業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	23	16	0	—	2	—	4	3	16	13	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	3	2	—	—	—	—	1	1	2	1	0	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8	4	0	101	3	—	0	1	4	104	—	—
その他のサービス	46	39	11	2	15	1	2	1	39	38	0	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	68	55	2	0	—	16	15	2	55	37	0	0
合 計	1,461	1,128	137	263	166	82	304	110	1,128	1,199	0	0

(注) 1. 業種は日本標準産業分類に準じて区分しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	134,192	—	176,145
10%	—	94,545	—	84,095
20%	22,577	274,585	23,867	267,843
35%	—	62,437	—	59,530
50%	51,820	2,515	48,449	2,216
75%	—	204,863	—	235,986
100%	9,533	151,159	7,882	151,867
150%	300	946	—	531
200%	—	—	—	—
250%	—	1,632	—	1,099
1,250%	—	—	—	—
合 計	1,011,108		1,059,516	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	11,079	11,152	116,912	131,038	—	—
①ソブリン向け	—	—	6,131	4,069	—	—
②金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	4,222	4,693	2,463	2,458	—	—
④中小企業等・個人向け	5,234	4,904	81,417	98,187	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	74	60	25,517	24,405	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,452	1,403	1	1	—	—
⑦三月以上延滞等	1	0	99	85	—	—
⑧上記以外	93	90	1,280	1,830	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項……該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	9,764	9,764	9,414	9,414
非上場株式等	3,562	3,562	4,942	4,942
合 計	13,326	13,326	14,356	14,356

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	売却額			株式等償却
	売却額	売却益	売却損	
令和4年度	4,917	308	5	—
令和5年度	2,503	234	62	—

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	297	829

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額……該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	27,068	25,040
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）、金融再生法第 7 条に基づき作成しております。

I. 単体ベースのディスクロージャー項目	ページ	III. 信用金庫法施行規則第 132 条により「自己資本の充実の状況等 について金融庁長官が別に定める事項」の告示に基づく開示 (単体における事業年度の開示事項)	ページ
1. 金庫の概況及び組織		1. 自己資本の構成に関する開示事項	54
(1) 事業の組織	3		
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	3	2. 定性的な開示事項	
(3) 事務所の名称及び所在地	60、61	(1) 自己資本調達手段の概要	29
2. 金庫の主要な事業の内容	2、34～37	(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	29
3. 金庫の主要な事業に関する事項		(3) 信用リスクに関する事項	33
(1) 直近の事業年度における事業の概況	28	①リスク管理の方針及び手続きの概要	
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況	28	②標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項 ・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	33
① 経常収益		(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	33
② 経常利益、業務純益、当期純利益		(5) オペレーショナル・リスクに関する事項	33
③ 出資総額、出資総口数		①リスク管理の方針及び手続きの概要	
④ 純資産額、総資産額		②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
⑤ 預金積金残高		(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの概要	33
⑥ 貸出金残高		(7) 金利リスクに関する事項	32
⑦ 有価証券残高		①リスク管理の方針及び手続きの概要	
⑧ 単体自己資本比率		②金利リスクの算定手法の概要	
⑨ 出資に対する配当金		3. 定量的な開示事項	
⑩ 職員数		(1) 自己資本の充実度に関する事項	55
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	47～53	①信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が 適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳	
① 主要な業務の状況を示す指標		②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び 基礎的手法による額	
・ 総資金利鞘、資金運用利回、資金調達原価率		③単体所要総自己資本額	
・ 総資産経常利益率、総資産当期純利益率		(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	56、57
・ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、業務粗利益率、 業務粗利益率		①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	
・ 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支		②信用リスクエクスポージャーの業種別、残存期間別の額及び 主な種類別の内訳	
・ 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り		③ 3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳	
・ 受取利息及び支払利息の増減		④一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 並びに業種別の期末残高及び期中の増減額	
② 預金に関する指標		⑤業種別の貸出金償却の額	
・ 預金の平均残高		⑥標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの 区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高	
・ 定期預金の残高		(3) 信用リスク削減手法に関する事項	58
③ 貸出金等に関する指標		①標準的手法が適用されるポートフォリオの適格金融資産担保 の信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
・ 貸出金の平均残高		②標準的手法が適用されるポートフォリオの保証又はクレジット・ デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	
・ 固定金利・変動金利貸出金の残高		(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	58
・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		①貸借対照表計上額、時価	
・ 使途別の貸出金残高		②売却及び償却に伴う損益の額	
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない 評価損益の額	
・ 貸付率の期末値及び期中平均値		④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
④ 有価証券等に関する指標		(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	58
・ 有価証券の種類別の平均残高		(6) 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する 経済的価値の増減額	32
・ 預託率の期末値及び期中平均値			
・ 有価証券の残存期間別残高			
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	31～33		
(2) 法令遵守の体制	21		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	6～9		
(4) 金融 ADR 制度への対応	16		
5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況			
(1) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	40～43		
(2) 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	30		
(3) 自己資本の充実の状況	29、54		
(4) 有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引等に関する取得価格、 時価及び評価損益	52、53		
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51		
(6) 貸出金償却の額	51		
(7) 会計監査人の監査	43		
6. 報酬等に関する事項	47		
II. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の開示			
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	30		

(注) 当金庫に該当しない項目の記載を省略しております。

店舗のご案内

店舗配置図



ローンセンターのご案内

各種ローン等のご相談専用窓口として下記のローンセンターを開設しております。是非、ご利用ください。

営業内容のご案内

住宅ローン、カーライフプラン、教育ローン、カードローン等のご相談、受付

〈川口ローンセンター〉

フリーダイヤル ☎0120-12-6000 (午前9時から午後5時まで)
 川口市栄町3丁目9番3号本店2階 TEL 048(287)3815 FAX 048(257)2011
 営業日/月曜日から金曜日(但し、祝日・年末年始を除く)
 営業時間 午前9時から午後5時

本 部

地区		住所	電話番号
川口市	本 部	川口市栄町 3 丁目 9 番 3 号	048 (253) 3333 (代)

店舗一覧

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

地区	店舗名	住所	電話番号	窓口 休業 ※	ATM	サテー バンク	定期性 預金取扱	両替機	貸金庫	
川口市	1 本店営業部	川口市栄町 3 丁目 9 番 3 号	048 (253) 3337 (代)		○	○	○	○	○	
	2 仲町支店	川口市仲町 15 番 8 号	048 (253) 4441 (代)		○	○	○	○	○	
	3 飯塚支店	川口市飯塚 2 丁目 9 番 36 号	048 (252) 2376 (代)		○	○	○	○	○	
	4 本町東支店	川口市末広 1 丁目 12 番 3 号	048 (222) 3101-7101 (代)		○	○	○	○	○	
	5 芝支店	川口市芝 2 丁目 24 番 17 号	048 (265) 3333 (代)	○	○	○	○	○	○	
	6 柳崎支店	川口市北園町 2 番 1 号	048 (268) 1222 (代)		○	○	○	○	○	
	7 鳩ヶ谷支店	川口市大字里 335 番地 2	048 (285) 2811 (代)		○	○	○	○	○	
	8 木曾呂支店	川口市大字差間 185 番地 3	048 (295) 6111 (代)	○	○	○	○	○	○	
	9 川口中央支店	川口市中青木 5 丁目 9 番 4 号	048 (256) 2522 (代)	○	○	○	○	○	○	
	10 東川口支店	川口市東川口 3 丁目 7 番 5 号	048 (295) 8511 (代)		○	○	○	○	○	
	11 赤井支店	川口市赤井 4 丁目 16 番 1 号	048 (281) 3711 (代)		○	○	○	○	○	
	12 東本郷支店	川口市大字東本郷 1226 番地 1	048 (283) 2727 (代)	○	○	○	○	○	○	
蕨市	13 蕨支店	蕨市中央 5 丁目 3 番 12 号	048 (431) 2271 (代)		○	○	○	○	○	
戸田市	14 戸田支店	戸田市下戸田 1 丁目 18 番 13 号	048 (442) 2608 (代)		○	○	○	○	○	
	15 戸田北支店	戸田市美女木 1 丁目 10 番地 21	048 (421) 8202 (代)		○	○	○	○	○	
志木市	16 志木支店	志木市本町 2 丁目 5 番 40 号	048 (471) 2525 (代)		○	○	○	○	○	
	17 宗岡支店	志木市中宗岡 4 丁目 16 番 10 号	048 (474) 2121 (代)		○	○	○	○	○	
	18 志木北支店	志木市上宗岡 2 丁目 18 番 30 号	048 (474) 8511 (代)		○	○	○	○	○	
和光市	19 和光支店	和光市本町 18 番 7 号	048 (461) 4187 (代)		○	○	○	○	○	
越谷市	20 蒲生支店	越谷市蒲生寿町 13 番 50 号	048 (989) 1231 (代)		○	○	○	○	○	
	21 蒲生西口支店	越谷市蒲生茜町 16 番地 22	048 (986) 5181 (代)	○	○	○	○	○	○	
	22 南越谷支店	越谷市南越谷 4 丁目 11 番地 1	048 (985) 1772 (代)	○	○	○	○	○	○	
	23 せんげん台支店	越谷市千間台東 2 丁目 14 番地 6	048 (971) 0111 (代)	○	○	○	○	○	○	
	さいたま市	24 大宮支店	さいたま市北区榊引町 2 丁目 254 番地	048 (666) 4311 (代)		○	○	○	○	○
25 大和田支店		さいたま市見沼区大和田町 1 丁目 1431 番地	048 (683) 3450 (代)	○	○	○	○	○	○	
26 東大宮支店		さいたま市見沼区東大宮 6 丁目 30 番地 39	048 (685) 1131 (代)	○	○	○	○	○	○	
27 土呂支店		さいたま市北区土呂町 2 丁目 18 番地 3	048 (653) 6211 (代)	○	○	○	○	○	○	
28 与野支店		さいたま市中央区下落合 7 丁目 1 番 30 号	048 (833) 9111 (代)	○	○	○	○	○	○	
29 北浦和支店		さいたま市浦和区常盤 9 丁目 33 番 9 号	048 (833) 1171 (代)	○	○	○	○	○	○	
30 武蔵浦和支店		さいたま市南区沼影 1 丁目 2 番 16 号	048 (866) 3611 (代)	○	○	○	○	○	○	
31 浦和中尾支店		さいたま市緑区大字中尾 109 番地 2	048 (874) 2311 (代)	○	○	○	○	○	○	
32 浦和道場支店		さいたま市桜区道場 1 丁目 5 番 1 号	048 (865) 1181 (代)		○	○	○	○	○	
33 東浦和駅前支店		さいたま市緑区東浦和 1 丁目 15 番地 5	048 (875) 6611 (代)	○	○	○	○	○	○	
34 岩槻支店		さいたま市岩槻区城南 4 丁目 1 番 46 号	048 (798) 8821 (代)		○	○	○	○	○	
春日部市		35 一ノ割支店	春日部市一ノ割 1 丁目 11 番 18 号	048 (736) 3111 (代)		○	○	○	○	○
		36 春日部支店	春日部市谷原 3 丁目 16 番地 12	048 (738) 3333 (代)		○	○	○	○	○
上尾市	37 上尾支店	上尾市柏座 2 丁目 7 番 12 号	048 (776) 1731 (代)	○	○	○	○	○	○	
富士見市	38 みずほ台支店	富士見市東みずほ台 2 丁目 8 番 11 号	049 (254) 3452 (代)	○	○	○	○	○	○	
桶川市	39 桶川支店	桶川市鴨川 1 丁目 6 番 7 号	048 (787) 3333 (代)	○	○	○	○	○	○	
宮代町	40 宮代支店	南埼玉郡宮代町中央 3 丁目 3 番 1 号	0480 (33) 7011 (代)	○	○	○	○	○	○	
久喜市	41 鷺宮支店	久喜市葛梅 1 丁目 19 番地 1	0480 (58) 3201 (代)	○	○	○	○	○	○	
	42 栗橋支店	久喜市栗橋中央 1 丁目 9 番 23 号	0480 (52) 1122 (代)	○	○	○	○	○	○	
	43 久喜支店	久喜市青毛 3 丁目 1 番地 6	0480 (25) 2281 (代)	○	○	○	○	○	○	
ふじみ野市	44 ふじみ野支店	ふじみ野市苗間 1 丁目 15 番 21 号	049 (267) 4501 (代)	○	○	○	○	○	○	
鴻巣市	45 鴻巣支店	鴻巣市本町 2 丁目 1 番 37 号	048 (541) 3600 (代)	○	○	○	○	○	○	

※〈窓口休業〉平日、11:30～12:30 まで窓口を休業させていただきます。

ローンセンター

店舗名	住所	電話番号
46 川口ローンセンター	川口市栄町 3 丁目 9 番 3 号本店 2 階	048 (287) 3815 (代)

自動機器設置状況

(単位：台)

ATM	116
うち為替振込可能	116

沿革

大正

- 13. 3. 有限責任川口鑄物信用販賣購買利用組合を創立

昭和

- 5. 5. 有限責任川口信用組合に改称
- 6. 8. 産業組合法による市街地信用組合に改組
- 18. 4. 市街地信用組合法に準拠する川口信用組合に改組
- 18.10. 総代制を導入、総代 48 名選出
- 24. 9. 東京手形交換所に加盟（埼玉銀行代理交換）
- 25. 2. 初の支店、本町支店を開設
- 25. 2. 西川口信用組合と合併
合併により西支店、仲町支店、飯塚支店を継承
- 25. 4. 中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合に改組
- 26. 9. 蕨支店を開設
- 26.10. 信用金庫法に基づく川口信用金庫に改組
- 27.10. 本店事務所を新築
- 28. 6. 戸田支店を開設
- 29. 3. 志木支店を開設
- 29. 3. 内国為替事務取扱を開始
- 31. 9. 本店業務部を本店営業部に改称
- 33.11. 創立 35 周年記念式典を開催
- 34. 3. 全国信用金庫連合会代理業務取扱を開始
- 34.10. 中小企業退職共済事業団代理業務取扱を開始
- 36. 6. 埼玉県税収納代理店事務取扱を開始
- 37. 5. 志木支店大和出張所を開設
- 39.12. 志木支店大和出張所を大和支店に昇格
- 40. 1. 東支店を開設
- 42. 6. 日本銀行と当座取引を開始
- 42. 9. 本店を新築
- 43. 7. 日本銀行歳入代理店事務取扱を開始
- 43.12. 蒲生支店を開設
- 45.10. 大和支店を和光支店に店名変更
- 45.12. 芝支店を開設
- 48. 5. 創立 50 周年記念式典を開催
創立 50 周年記念顧客謝恩観劇会を開催
- 48. 6. 大宮支店を開設
- 50. 1. オンラインシステム開始（信金東京共同事務センターに加入）
- 50. 3. 一ノ割支店を開設
- 50.12. 本町支店と東支店を統合し、本町東支店に店名変更
- 51. 3. 与野支店を開設
- 51.11. 柳崎支店を開設
- 52. 8. 当座預金オンライン移行が全店完了
- 52. 9. 現金自動支払機（CD）を設置（本店営業部、本町東支店）
- 52.12. 北浦和支店を開設
- 53. 6. 鳩ヶ谷支店を開設
- 55. 5. 新総合オンラインシステムへ移行
- 55. 6. 宗岡支店を開設
- 55. 7. 木曾呂支店を開設
- 55.10. しんきんオンラインネット提携取扱を開始
- 56. 4. 大和田支店を開設
- 56.10. 西浦和支店を開設
- 56.11. 川口中央支店、浦和中尾支店、東川口支店を開設
- 57. 6. 赤井支店を開設
- 58. 3. 戸田北支店を開設
- 58. 4. 証券業務取扱を開始（国債窓口販売）
- 58.11. 蒲生西口支店を開設
- 59. 1. 志木北支店を開設
- 59. 6. 柳崎支店東浦和駅前出張所を開設
- 60.10. 10 億円以上の定期預金金利が自由化
- 61. 3. 東大宮支店を開設
- 61. 8. 上尾支店を開設
- 62. 4. 東本郷支店を開設
- 63. 5. 第 3 次オンラインシステムを開始
- 63.11. みずほ台支店を開設

平成

- 1. 1. 本店新館を新築
- 1. 6. 岩槻支店を開設
- 1.11. 南越谷支店を開設
- 3. 8. ALM システムを導入（委員会発足）
- 3.10. 土呂支店を開設
- 5. 2. 浦和道場支店を開設
- 5.10. 外国為替業務の取扱を開始
- 5.11. 桶川支店、春日部支店を開設
- 6. 3. 創立 70 周年記念講演会を開催
- 6. 5. 柳崎支店東浦和駅前出張所を東浦和駅前支店に昇格
- 6. 6. 宮代支店を開設
- 6.11. 創立 70 周年記念式典を開催
- 6.11. 鷺宮支店を開設
- 7. 2. ふじみ野支店を開設
- 8. 2. 栗橋支店を開設
- 8. 4. 西浦和支店を武蔵浦和支店に店名変更
- 8.10. 年金友の会「ひまわり会」を発足
- 8.11. 久喜支店を開設
- 9. 2. せんげん台支店を開設
- 10.12. 投資信託窓口販売業務を開始
- 12.12. しんきん ATM ゼロネットサービスを開始
- 13. 3. サッカーくじ toto の換金業務を開始
- 13. 4. 損害保険窓販を開始
- 14.10. 生命保険窓販を開始
- 14.11. 芝ローンセンターを開設
- 15. 4. リレーションシップバンキングへの取組を開始
- 15.11. 創立 80 周年記念講演会を開催
- 17. 4. 個人向けインターネットバンキングの取扱を開始
- 18. 3. 赤井支店を新築移転
- 19. 5. 鳩ヶ谷支店を新築移転
- 20.12. 川口マラソン大会へ協賛
創立 85 周年記念講演会を開催
- 21.11. 上尾支店を新築移転（太陽光発電システムを導入）
- 21.12. 預貸和 1 兆円達成
- 23. 4. 東日本大震災復興支援定期預金「希望」を発売
- 23. 6. 山口会長が旭日双光章を受章
- 23. 8. 震災遺児支援定期預金「こどもは宝」を発売
- 23.10. 東北復興応援の旅を実施
- 24. 2. AED を全店に設置
- 24. 3. 「エコ通勤優良事業所」として認証・登録
- 24.10. 東北被災地への職員によるボランティア活動を実施
- 25. 2. 電子記録債権サービスを開始
- 25. 3. 東浦和駅前支店を新装
- 25. 7. 献血活動にて厚生労働大臣表彰を受賞
- 25.10. 国土交通大臣から「都市緑化功労者表彰」を受賞
- 26. 2. 創立 90 周年記念年金旅行を実施
- 26. 3. 関東財務局長より、地域密着型金融に関する取組への顕彰を受賞
- 27. 1. 投信インターネットサービスの取扱を開始
- 27. 3. 鴻巣支店を開設
- 27. 3. 鴻巣パンジーマラソンへ協賛
- 27.11. 日下理事長が旭日双光章を受章
- 28. 4. 川口中央支店を新築移転
- 28.12. 新本店を新築
- 29. 4. 蒲生西口支店を新装
- 29.10. 信金中央金庫を信託会社とする信託契約代理業務の取扱を開始（本店営業部）
- 29.11. 芝ローンセンターが本店 2 階に移転、川口ローンセンターに名称変更

令和

- 1. 6. 創立 95 周年記念年金旅行を実施
- 3. 3. 戸田支店を新築
- 4. 1. 「埼玉県健康経営実践事業所」に認定
- 4.11. 会津信用金庫・鹿沼相互信用金庫と連携協定を締結
- 5. 8. 預金量 1 兆円達成
- 6. 3. 創立 100 周年記念式典を開催

地域の未来を創る 経営者・次期経営者の育成支援



かわしん経営塾
next neo



かわしん経営塾next neoは、経営者・将来の後継候補者・創業間もない経営者を対象に自身の経営に活用できる気づきの機会を提供します。オリジナルプログラムを使用し、少人数・グループワーク中心の講義で理論よりも実践的なスキルの取得を目指す経営塾です。

かわしん経営塾 next neo 特設サイトを公開いたしました！

https://www.shinkin.co.jp/ksb/next_neo



▼QRコードからアクセス！



特設サイトでは様々な情報を発信しております！是非ご覧ください。

オープン講義情報

誰でも参加可能な講義の開催情報を公開しています！



受講者の声

これまで受講した方の声をご紹介します！



開催実績

これまでに行った講座の様子などを掲載しています！





川口信用金庫

かわしんホームページ <https://www.shinkin.co.jp/ksb/>

消費者ローンに関するご相談についてはフリーダイヤルと
ホームページを開設しておりますので是非ご利用ください。

フリーダイヤル ☎ 0120-12-6000 <https://www.shinkin.co.jp/ksb/>



この冊子は環境にやさしい植物油インキ
を使用しております。